

KA (D) - 21033
令和3年9月6日
原子燃料工業株式会社
東海事業所環境安全部

定期事業者検査報告書
(定期事業者検査開始時)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の5第1項の規定に基づく原子燃料工業東海事業所の加工施設の定期事業者検査を開始しますので、同法同条第3項の規定及び核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の13第2項の規定に準じて下記のとおり報告いたします。

記

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	原子燃料工業株式会社
住 所	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号
代表者の氏名	代表取締役社長 伊藤 義章

2. 加工施設を設置した事業所の名称及び所在地

名 称	原子燃料工業株式会社 東海事業所
所 在 地	茨城県那珂郡東海村大字村松字平原3135番地41

3. 検査の対象及び方法並びに期日

検査の対象	原子燃料工業株式会社東海事業所の加工施設
検査の方法	別添1の「検査計画・実績一覧表」のとおり
検査の期日	令和3年10月7日～令和4年3月31日

4. 検査の実績又は予定の概要

別添1の「検査計画・実績一覧表」のとおり

添付書類

1. 定期事業者検査の計画

○定期事業者検査に係る工程

検査対象である建物・構築物及び設備・機器の所管部が検査を実施する際、個々の検査に前後関係はないが、相互に影響し合わないよう部門間で調整を行って、各部の業務計画に従って順次検査を進める。この際、別添1の「検査計画・実績一覧表」に記したとおり、検査対象が工事準備中のため検査を実施できる状態にない設備があるため、これ以外の設備について、検査を実施する。また、加工施設の維持管理のために使用する設備は、可能な限り検査の対象とする。

○当該定期事業者検査期間中に実施する工事

新規基準への適合のための以下の工事を実施する。

令和2年3月13日付原規規発第2003137号認可（第4次設工認）

○当該定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目

施設管理の実施の計画として保安規定に基づいて定める保全計画に従って、定期事業者検査を実施する。検査項目は別添1の「検査計画・実績一覧表」に記したとおりであるが、検査対象が工事準備中のため検査を実施できる状態にない設備が含まれる。今回の定期事業者検査の開始にあたり検査を予定する設備について、施設管理の重要度、保全方式並びに定期事業者検査、巡視及び点検の実施頻度を検査項目毎にまとめ、別添2に示す。

○前回の定期事業者検査からの変更点

新規基準への適合のための設工認申請及び工事の進捗を踏まえて、別添1及び別添2における設備等の整理を見直し、技術基準の対応整理を追加した。技術基準の対応整理を踏まえ、検査項目には、技術基準の第十二条（溢水）に適合している状態を維持していることを確認するための漏水検知器及び排水ポンプの作動検査を追加した。本検査の対象である地下式集合体貯蔵庫の漏水検知器・排水ポンプは従前の使用前検査後も定期的に漏水検知器及び排水ポンプの作動に係る試験を行っているものである。

2. 加工施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理目標

施設管理の確実な実施による法令報告事象となる故障発生件数：0（回数／期間）

3. 施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

イ 施設管理実施計画の始期及び期間

令和3年10月7日～次の定期事業者検査の開始日前日まで。

ロ 加工施設の工事の方法及び期日

新規基準への適合のための設工認申請に基づく以下の工事を実施する。

令和2年3月13日付原規規発第2003137号認可（第4次設工認）

ハ 加工施設の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期
別添2の「施設管理実施計画」に示すとおり。

ニ 加工施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

(1) 放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査

- ① 検査中は液面高の検知機能が一時的に喪失する場合もあるため、検査中に上流工程からの排水を停止させるとともに検査中は水位を目視等で確認しながら検査を実施する。
- ② 検査実施の際は、検査により警報発報する旨の連絡又は表示を行う。

(2) 非常用電源設備の作動検査

社内規定に基づき、給排気設備の停止措置を行い、措置の内容を設備管理部長が承認した後、核燃料取扱主任者の確認を受けてから検査を行う。

(3) γ 線エリアモニタの警報作動検査

- ① 検査実施中は検査対象の検出部以外の近傍の検出部により検知機能を維持させることとし、設置場所ごとに1台ずつを検査対象とする。
- ② 検査実施の際は、検査により警報発報する旨の連絡又は表示を行う。

(4) 排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査

- ① 社内規定に基づき、給排気設備の停止措置を行い、措置の内容を設備管理部長が承認した後、核燃料取扱主任者の確認を受けてから検査を行う。又は、検査対象以外の予備機に切り替えてから検査を行う。
- ② 検査実施の際は、検査により警報発報する旨の連絡又は表示を行う。

(5) 設備内風速・負圧の確認検査

検査対象となる囲い式フード等設備内は、クリーニングが実施されており、放射性物質がないことを確認してから検査を行う。

(6) 送排風機の起動停止インターロックの作動検査

社内規定に基づき、給排気設備の停止措置を行い、措置の内容を設備管理部長が承認した後、核燃料取扱主任者の確認を受けてから検査を行う。

4. 第三条の十第二項に規定する、技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法に関する事（一定の期間を含む。）

定期事業者検査項目の全てについて、一定の期間を12ヶ月として設定し、点検、部品の取替え、設備の劣化傾向の把握等を行うことにより、一定の期間において定期事業者検査の対象設備が技術基準に適合する状態を維持することを確実にする。

5. 前回の定期事業者検査において提出した2. から4. に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合にあつては、その変更の内容を説明する書類
該当なし。
6. 前回の定期事業者検査において提出した2. 又は3. に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類
該当なし。
7. 前回の定期事業者検査において提出した4. に掲げる事項を説明する書類の内容（一定の期間に係るものに限る。）に変更があった場合にあつては、第三条の十第三項各号に掲げる事項について記載した書類
該当なし。

別添 1 検査計画・実績一覧表

検査番号	検査の項目	検査計画
1	自動火災報知設備の警報作動検査	R4/1/17～R4/2/28
2	可燃性ガス検知器の警報作動検査 ^{注1、注3}	— ^{注1、注3}
3	負圧警報装置の警報作動検査	R4/3/1～R4/3/31
4	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査 ^{注2}	R3/11/1～R3/12/28
5	連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査 ^{注1、注3}	— ^{注1、注3}
6	非常用電源設備の作動検査 ^{注2}	R4/1/17～R4/2/28
7	気体廃棄設備の処理能力検査	R4/1/17～R4/2/28
8	液体廃棄設備の処理能力検査	R3/11/1～R3/12/28
9	γ線エリアモニタの警報作動検査	R3/11/1～R3/12/28
10	排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査	R3/11/1～R3/12/28
11	過加熱防止機構の作動検査 ^{注2、注3}	R3/11/1～R3/12/28
12	自動窒素ガス切り替え機構の作動検査 ^{注1、注3}	— ^{注1、注3}
13	搬送設備の停電時保持能力検査 ^{注2、注3}	R3/10/7～R4/1/28
14	第1種管理区域の負圧確認検査 ^{注4}	R4/3/1～R4/3/31
15	設備内風速・負圧の確認検査 ^{注2、注3、注5}	R3/11/1～R4/2/28
16	濾過装置の性能確認検査	R4/1/17～R4/2/28
17	異常圧逃がし機構の作動検査 ^{注6}	— ^{注6}
18	失火検知機構の作動検査 ^{注6}	— ^{注6}
19	送排風機の起動停止インターロックの作動検査	R4/1/17～R4/2/28
20	バッチ供給インターロックの作動検査 ^{注2}	R3/11/1～R3/12/28
21	供給制限インターロックの作動検査 ^{注2、注3、注5}	R3/11/1～R3/12/28
22	フレームカーテンの作動状況確認検査 ^{注6}	— ^{注6}
23	パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査 ^{注6}	— ^{注6}
24	緊急遮断弁の作動検査 ^{注6}	— ^{注6}
25	漏水検知器及び排水ポンプの作動検査	R4/1/11～R4/3/31

注1：下記検査項目の対象設備は、令和3年度以降に予定している新規基準への適合確認を受けるまでの間に使用予定はなく、現在も設備停止中であるため、検査をできる状態ではない。

- ・可燃性ガス検知器の警報作動検査
- ・連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査
- ・自動窒素ガス切り替え機構の作動検査

注2：下記検査項目には、注1と同じ理由により今回対象外とする設備を含む。それ以外の設備は、加工施設の維持管理に不可欠な活動として使用するため今回の検査対象とする。

- ・放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査
- ・非常用電源設備の作動検査
- ・過加熱防止機構の作動検査
- ・搬送設備の停電時保持能力検査
- ・設備内風速・負圧の確認検査
- ・バッチ供給インターロックの作動検査
- ・供給制限インターロックの作動検査

注3：下記検査項目の一部対象設備は、今後の設工認を受けて撤去予定のものであるため、検査をできる状態ではない。

- ・可燃性ガス検知器の警報作動検査
- ・連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査
- ・過加熱防止機構の作動検査
- ・自動窒素ガス切り替え機構の作動検査
- ・搬送設備の停電時保持能力検査
- ・設備内風速・負圧の確認検査
- ・供給制限インターロックの作動検査

注4：建物・構築物外壁の健全性に関する目視検査を含む。

注5：下記検査項目には、注1と同じ理由により今回対象外とする設備を含む。これら検査項目の対象設備は、従前の施設定期検査項目ではなく、従前の施設定期自主検査項目である。

- ・設備内風速・負圧の確認検査
- ・供給制限インターロックの作動検査

注6：下記検査項目は、注1と同じ理由により今回対象外とする。これら検査項目の対象設備は、今後の新規制基準対応工事により追加する機能に対するものである。

- ・異常圧逃がし機構の作動検査
- ・失火検知機構の作動検査
- ・フレームカーテンの作動状況確認検査
- ・パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査
- ・緊急遮断弁の作動検査

別添 2
施設管理実施計画

施設管理実施計画の記載について

1. 施設管理実施計画策定の基本方針

施設管理実施計画は、現行保安活動（設計、工事、試験、検査及び点検（巡視も含む。））を法令の技術基準の要求に照らして整理し、対象とする構造物、系統、設備、機器及び器具を選別して策定する。また、耐震重要度分類及び加工施設の運転への影響を考慮した施設管理重要度分類※1に応じて保全方式※2を策定する。なお、今後の新規制対応工事により設置する安全機能を有する施設は、その設置後に施設管理実施計画の対象とする。

※1:規格、運転経験、使用環境、劣化故障モード、機器等設計知見、科学的知見、高経年化技術を考慮すること。

※2:重要度に応じ、時間基準保全、状態基準保全、事後保全等の方式を選択すること。

2. 施設管理実施計画策定に係る個別方針

(1) 管理対象設備の選定

保全を行うべき対象範囲を以下の設備から選定し「保全対象一覧表」を策定する。ただし、消耗品、工具等の資機材は含めない。

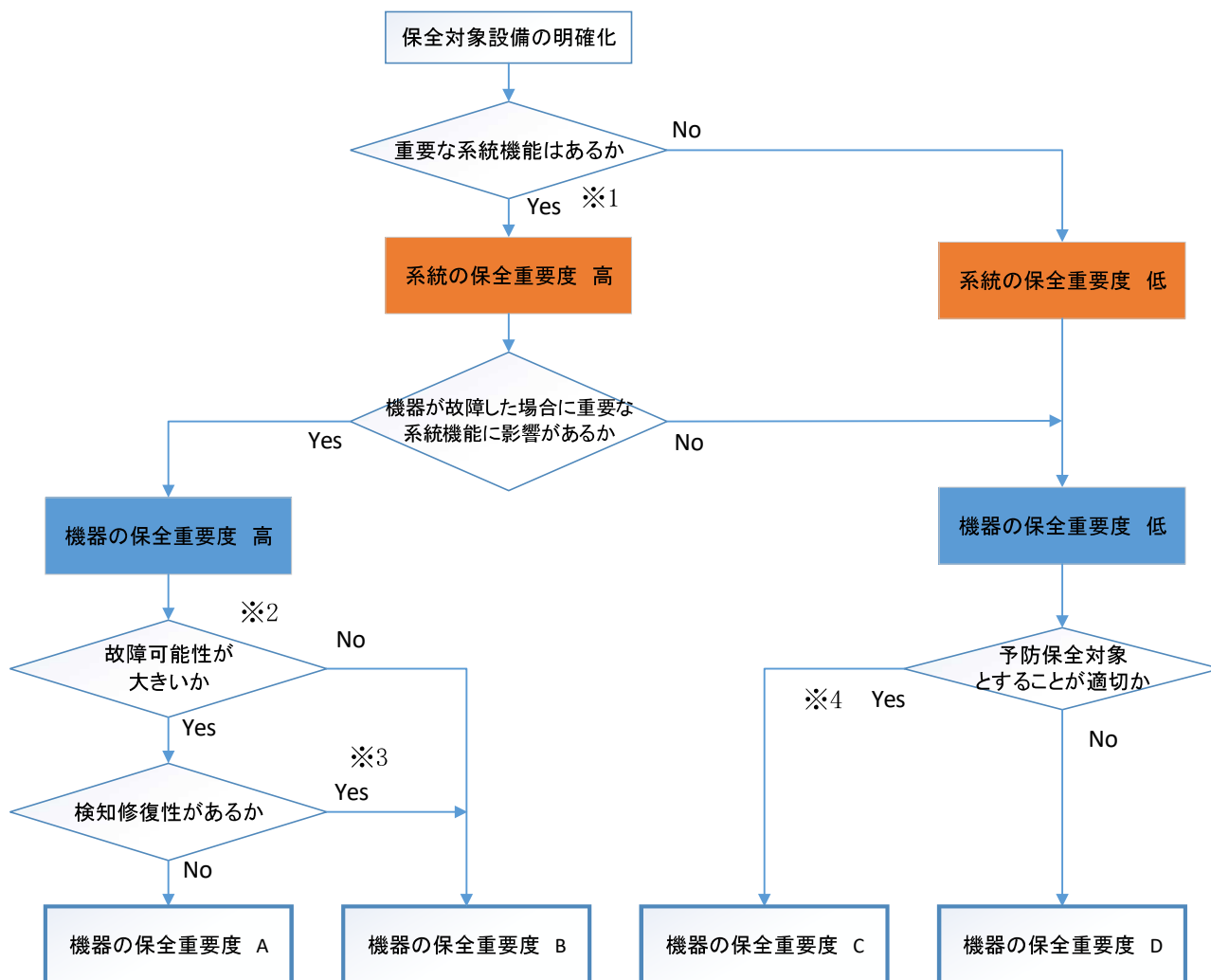
1. 安全機能を有する施設として加工事業変更許可申請書及び設工認申請書に基づき設置したもの
2. 上記の安全機能に影響を及ぼすおそれのあるもの
3. その他自ら定める設備

(2) 施設管理の重要度の選定及び保全方式の選定

保全対象範囲について、系統ごとの範囲やその機能を明確にした上で、当該機器等の故障の影響、運転経験等を考慮して、「図1 保全重要度の設定フロー」に基づき保全重要度を設定する。

3. 記載に関する方針

- ・ 施設区分の欄には、当該加工施設を構成する施設区分名を記載する。以下に記載の例示を示す。
例：成形施設、貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設など
 - ・ 設備名の欄には、上記区分を構成する設備名を記載する。以下に記載の例示を示す。
例：囲い式フードなど
 - ・ 点検及び試験の項目の欄には、各管理部門で実施する試験、点検、巡視を記載する。以下に記載の例示を示す。
例：外観点検、機能・性能試験など
 - ・ 保全重要度の欄には保全重要度を記載する。以下に記載の例を示す。
例：A、B、Cなど
 - ・ 保全形式又は頻度の欄には実施頻度を記載する。頻度の記載は以下のとおり。
Y: 年、M: 月、W: 週、D: 日、WD: 平日
- なお、上記に該当するものがない場合には実施する頻度を記載（例：使用の都度、取扱の都度など）



※1：水素ガス爆発の発生防止機能、影響緩和機能を重要なシステム機能とする。

※2：過去の故障履歴の有無等を考慮し、点検を実施しなかった場合に、劣化による故障の可能性が大きい機器であるかを判断する。

※3：警報システム、巡視、状態監視等により、機能喪失に至る前に機器の劣化を検知できる場合は「検知修復性あり」とする。

※4：機器の故障が運転員に対して許容できない作業負担等になる場合、修理又は機器交換に許容できない時間等を要する場合。

図1 保全重要度の設定フロー

表1-1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査 番号	検査項目	検査対象				施設区分	点検及び試験 の項目	保全 重要度	保全形式 又は頻度	備考				
		No.	設置場所	機器名称	機器名									
1	自動火災報知 設備の警報作 動検査	1	加工工場	火災感知設備	自動火災報知設備	リ、その他の加工施設	作動試験	C	12M	定事検は記録確認				
		2	廃棄物処理棟	火災感知設備	自動火災報知設備	リ、その他の加工施設	作動試験	C	12M	定事検は記録確認				
		3	原料貯蔵庫	火災感知設備	自動火災報知設備	リ、その他の加工施設	作動試験	C	12M	定事検は記録確認				
		4	廃棄物倉庫	火災感知設備	自動火災報知設備	リ、その他の加工施設	作動試験	C	12M	定事検は記録確認				
		5	廃棄物倉庫II	火災感知設備	自動火災報知設備	リ、その他の加工施設	作動試験	C	12M	定事検は記録確認				
2	可燃性ガス検 知器の警報作 動検査 ^{注1、注3}	1	加工工場	焼結炉 No.1	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注1）				
		2	加工工場	ベレット加工室 I	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注1）				
		3	加工工場	ベレット加工室 II	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注1）				
		4	加工工場	ベレット加工室 RI	焼結炉 R1No.1	—	ハ、成型施設	作動試験	B	今回対象外（注3）				
		5	加工工場	ベレット加工室 RII	焼結炉 R2	—	ハ、成型施設	作動試験	B	今回対象外（注1）				
3	負圧警報装置 の警報作動検 査	1	加工工場	廃棄物処理棟 炉室	焼却炉	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	—				
		2	加工工場	ベレット加工室 I	差圧警報盤	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	—			
		3	加工工場	ベレット加工室 II	差圧警報盤	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	—			
		4	加工工場	粉末調整室	差圧警報盤	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	—			
		5	加工工場	製造支援室	差圧警報盤	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	—			
		6	加工工場	廃液処理室	差圧警報盤	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	—			
		7	加工工場	ベレット加工室 RII	差圧警報盤	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	—			
		8	加工工場	更衣室	差圧警報盤	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	—			
		9	加工工場	分析室 I	差圧警報盤	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	—			
		10	加工工場	分析室 II	差圧警報盤	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	—			
		11	加工工場	分析室 III	差圧警報盤	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	—			
		12	加工工場	分析室	差圧警報盤	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	—			
		13	加工工場	原料貯蔵室 I	差圧警報盤	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	—			
		14	廃棄物処理棟	廃棄物保管室 II	差圧警報盤	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	—			
		15	廃棄物処理棟	廃液処理室	差圧警報盤	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	—			
		16	廃棄物処理棟	更衣室	差圧警報盤	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	—			
		17	廃棄物処理棟	廃棄物処理室 I	差圧警報盤	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	—			
		18	廃棄物処理棟	廃棄物処理室 II	差圧警報盤	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	—			
4	放射性液体廃 棄物の廃棄施 設の液面高検 知警報装置の 警報作動検査 ^{注2}	1	加工工場	廃棄物処理棟 排気室	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	—				
		2	加工工場	廃液処理室	凝集沈殿槽 No.1	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	—				
		3	加工工場	廃液処理室	凝集沈殿槽 No.2	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	—				
		4	加工工場	廃液処理室	蒸発乾固装置	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	—				
		5	加工工場	廃液処理室	排液貯溜設備	集水槽 No.1	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	—			
		6	加工工場	廃液処理室	排液貯溜設備	集水槽 No.2	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	—			
		7	加工工場	廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No.1	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	—			
		8	加工工場	廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No.2	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	—			
		9	加工工場	廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No.3	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	—			
		10	加工工場	廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No.4	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	—			
		11	加工工場	製造支援室	沈殿処理設備	蒸発乾固装置 No.2	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）			
		12	加工工場	製造支援室	沈殿処理設備	蒸発乾固装置 No.2水槽①	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）			
		13	加工工場	製造支援室	沈殿処理設備	蒸発乾固装置 No.2水槽②	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）			
		14	廃棄物処理棟	廃液処理室	沈殿処理設備	レンジャー	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	—			
		15	廃棄物処理棟	廃液処理室	排液貯溜設備	凝集沈殿槽	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	—			
		16	廃棄物処理棟	廃液処理室	排液貯溜設備	受水集水槽	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	—			
		17	廃棄物処理棟	廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No.1	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	—			
		18	廃棄物処理棟	廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No.2	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	—			
										排液貯槽 No.3	外観点検	C	12M	—

表 1-1-1 施設管理実施計画 (検査項目による整理)

検査 番号	検査項目	検査対象				機器名	施設区分	点検及び試験 の項目	保全 重要度	保全形式 又は頻度	備考
		No.	設置場所	設備・機器名称	機器名						
5	連続焼結炉の 冷却水圧力警 報装置の警報 作動検査 ^{注1,注3}	1	加工工場 ベレット加工室 I	焼結炉 No. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外 (注 1)	
		2	加工工場 ベレット加工室 I	焼結炉 No. 2	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外 (注 1)	
		3	加工工場 ベレット加工室 II	焼結炉 No. 3	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外 (注 1)	
		4	加工工場 ベレット加工室 RI	焼結炉 RI No. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外 (注 3)	
		5	加工工場 ベレット加工室 RII	焼結炉 RII	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外 (注 1)	
6	非常用電源設 備の作動検査 ^{注2}	1	機械棟 (屋外)	ディーゼル式発電機 No. 1	—	リ、その他の加工施設	機能・性能試験	C	12M		
		2	機械棟 (屋内)	ディーゼル式発電機 No. 2	—	リ、その他の加工施設	機能・性能試験	C	12M		
		3	機械棟 (屋外)	ディーゼル式発電機 No. 3	—	リ、その他の加工施設	機能・性能試験	C	12M		
		4	廃棄物処理棟 (屋外)	ディーゼル式発電機 (事務棟通信設備用)	—	リ、その他の加工施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外 (注 2)	
7	気体廃棄設備 の処理能力検 査	1	加工工場	気体廃棄設備 (F-11, 12, 13, 14, 15 系統)	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M		
		2	加工工場	気体廃棄設備 (F-1, 2, 4, 5, 6 系統)	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M		
		3	廃棄物処理棟	気体廃棄設備 (EF-1 系統)	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M		
		4	廃棄物処理棟	気体廃棄設備 (EF-2 系統)	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M		
8	液体廃棄設備 の処理能力検 査	1	加工工場 廃液処理室	排液貯留設備	排液貯槽 No. 1	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		2	加工工場 廃液処理室	排液貯留設備	排液貯槽 No. 2	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		3	加工工場 廃液処理室	排液貯留設備	排液貯槽 No. 3	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		4	加工工場 廃液処理室	排液貯留設備	排液貯槽 No. 4	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		5	廃棄物処理棟 廃液処理室	排液貯留設備	排液貯槽 No. 1	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
9	γ線エリアモ ニタの警報作 動検査	1	加工工場 廃液処理棟	排液貯留設備	排液貯槽 No. 2	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		2	加工工場 廃液処理棟	排液貯留設備	排液貯槽 No. 3	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
		3	加工工場 集合体貯蔵エリア I	エリアモニタ No. 1	検出器	検出器	チ、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	
		4	加工工場 ベレット貯蔵室	エリアモニタ No. 2	検出器	検出器	チ、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	
		5	加工工場 ベレット加工室 I	エリアモニタ No. 3	検出器	検出器	チ、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	
10	排気・リサイク ル空用ダスト モニタの警 報作動検査	1	加工工場 原料貯蔵室 I	エリアモニタ No. 4	検出器	検出器	チ、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	
		2	加工工場 原料貯蔵室 I	エリアモニタ No. 5	検出器	検出器	チ、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	
		3	加工工場 原料貯蔵室 I	エリアモニタ No. 6	検出器	検出器	チ、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	
		4	加工工場 ベレット加工室 RII	エリアモニタ No. 7	検出器	検出器	チ、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	
		5	加工工場 ベレット加工室 RII	エリアモニタ No. 8	検出器	検出器	チ、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	
		6	加工工場 ベレット加工室 RII	エリアモニタ No. 9	検出器	検出器	チ、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	
		7	加工工場 ベレット貯蔵エリア	エリアモニタ No. 10	検出器	検出器	チ、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	
		8	加工工場 ベレット加工室 RI	エリアモニタ No. 11	検出器	検出器	チ、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	
		9	加工工場 原料貯蔵室 VI	エリアモニタ No. 12	検出器	検出器	チ、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	
		10	加工工場 燃料棒保管室	エリアモニタ No. 13	検出器	検出器	チ、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	
		11	加工工場 集合体貯蔵室	エリアモニタ No. 14	検出器	検出器	チ、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	
		12	加工工場 容器保管室	エリアモニタ No. 15	検出器	検出器	チ、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	
		13	原料貯蔵庫 原料貯蔵室 III	エリアモニタ No. 9	検出器	検出器	チ、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	

表1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査 番号	検査項目	検査対象					施設区分	点検及び試験 の項目	保全 重要度	保全形式 又は頻度	備考
		No.	設置場所	設備・機器名称	機器名	機器名					
11	過加熱防止機 構の作動検査 ^注 2、注3	1	加工工場	ベレット加工室 I	焼結炉 No. 1 (4 系統)	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外 (注2)
		2	加工工場	ベレット加工室 I	焼結炉 No. 2 (4 系統)	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外 (注2)
		3	加工工場	ベレット加工室 II	焼結炉 No. 3 (5 系統)	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外 (注2)
		4	加工工場	ベレット加工室 RII	焼結炉 RII (7 系統)	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外 (注2)
		5	加工工場	ベレット加工室 RI	焼結炉 RINo. 1 (4 系統)	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外 (注3)
		6	廃棄物処理棟	炉室	焼却炉 (1 系統)	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外 (注2)
		7	加工工場	ベレット加工室 I	焙焼炉 No. 1 (4 系統)	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外 (注2)
		8	加工工場	ベレット加工室 II	焙焼炉 No. 2 (4 系統)	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外 (注3)
		9	加工工場	ベレット加工室 RI	焙焼炉 No. 3 (1 系統)	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外 (注3)
		10	加工工場	ベレット加工室 RII	焙焼炉 No. 4 (4 系統)	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外 (注2)
		11	加工工場	ベレット加工室 RII	焙焼炉 No. 5 (1 系統)	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外 (注2)
		12	加工工場	ベレット加工室 I	スタック乾燥装置 No. 1 (12 系統)	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外 (注3)
		13	加工工場	ベレット加工室 II	スタック乾燥装置 No. 2 (10 系統)	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外 (注3)
12	自動窒素ガス 切り替え機構 ^{注1} 、 の作動検査 ^{注3}	1	加工工場	ベレット加工室 I	焼結炉 No. 1	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外 (注1)
		2	加工工場	ベレット加工室 I	焼結炉 No. 2	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外 (注1)
		3	加工工場	ベレット加工室 II	焼結炉 No. 3	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外 (注1)
		4	加工工場	ベレット加工室 RII	焼結炉 RII	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外 (注1)
		5	加工工場	ベレット加工室 RI	焼結炉 RINo. 1	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外 (注3)

表1-1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査 番号	検査項目	検査対象				機器名	施設区分	点検及び試験 の項目	保全 重要度	保全形式 又は頻度	備考
		No.	設置場所	設備・機器名称	機器名						
1	加工工場	ベレット加工室 I	粉未缶エレベータ No.1	—	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）	
2	加工工場	ベレット加工室 I	粉未缶投入装置 No.1	—	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）	
3	加工工場	ベレット加工室 I	粉未缶エレベータ No.2	—	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）	
4	加工工場	ベレット加工室 I	粉未缶投入装置 No.2	—	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）	
5	加工工場	ベレット加工室 II	粉未缶昇降装置	—	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）	
6	加工工場	ベレット加工室 II	モノレールホイスト No.1	—	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）	
7	加工工場	ベレット加工室 II	モノレールホイスト No.2	—	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）	
8	加工工場	ベレット加工室 II	粉未缶昇降装置 RII	—	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）	
9	加工工場	ベレット加工室 II	昇降旋回リフター	—	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）	
10	加工工場	ベレット加工室 I	スクラップ昇降装置 No.1	—	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）	
11	加工工場	ベレット加工室 RII	スクラップ昇降装置 RII	—	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）	
12	加工工場	ベレット加工室 RI	昇降装置	—	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注3）	
13	加工工場	ベレット加工室 RI	移動装置（混合機 RI No.2 の付属設備）	—	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注3）	
14	加工工場	ベレット加工室 RI	移動装置（プレス RI の付属設備）	—	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注3）	
15	加工工場	ベレット加工室 RI	粉未缶投入装置	—	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注3）	
16	加工工場	粉未調整室	リフター No.3	—	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注3）	
17	加工工場	粉未調整室	昇降装置	—	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注3）	
18	加工工場	搬出入室 I	クレーン	—	—	ハ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）	
19	加工工場	原料貯蔵室 I	ホイスト S I No.1	—	—	ハ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）	
20	加工工場	原料貯蔵室 I	ウラン粉未運搬台車（スタックカーレーン）	—	—	ハ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	—	
21	加工工場	ベレット加工室 RII	ダブルレールホイスト R II No.1	—	—	ハ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	—	
22	加工工場	原料貯蔵室 VI	ウラン粉未運搬台車（スタックカーレーン）（3台）	—	—	ハ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	—	
23	加工工場	原料貯蔵室 VI	ハンドクレーン No.1	—	—	ハ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	—	
24	加工工場	原料貯蔵室 VI	ハンドクレーン No.2	—	—	ハ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	—	
25	原料貯蔵庫	原料貯蔵室 III	ウラン粉未運搬台車（スタックカーレーン）（3台）	—	—	ハ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	—	
26	加工工場	入出荷ヤード	天井走行クレーン	—	—	ハ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	—	
27	加工工場	容器保管室	容器保管室天井走行クレーン	—	—	ハ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	—	
28	加工工場	ベレット貯蔵エリア I	ベレット運搬台車	—	—	ハ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	—	
29	加工工場	ベレット貯蔵室	昇降台 No.1	—	—	ハ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	—	
30	加工工場	ベレット貯蔵室	昇降台 No.2	—	—	ハ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	—	
31	加工工場	ベレット加工室 I	ウラン運搬台車（マガジン移動台車）	—	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注3）	
32	加工工場	ベレット加工室 I	ウラン運搬台車（ベレット運搬台車）（A-4 型）	—	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注3）	
33	加工工場	組立室	燃料棒運搬台車（ラックマスタ）	—	—	ニ、被覆施設	機能・性能試験	C	12M	—	
34	加工工場	組立室	天井走行クレーン	—	—	ホ、組立施設	機能・性能試験	C	12M	—	
35	加工工場	組立室	容量0.45t 付属クレーン	—	—	ホ、組立施設	機能・性能試験	C	12M	—	
36	加工工場	ベレット加工室 RI	ローラーコンベア No.1	—	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注3）	
37	加工工場	ベレット加工室 RI	ローラーコンベア No.2	—	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注3）	
38	加工工場	ベレット加工室 RI	ローラーコンベア No.3	—	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注3）	
39	廃棄物倉庫 II	廃棄物貯蔵室 IV	天井走行クレーン	—	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	—	
40	加工工場	ベレット加工室 RII	ベレット貯蔵容器搬送装置 R II (2)	—	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）	
41	加工工場	ベレット加工室 RII	ベレット貯蔵容器搬送装置 R II (5)	—	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外（注2）	
42	加工工場	ベレット加工室 RII	ベレット貯蔵容器昇降装置 R II	—	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	C	12M	—	

13
搬送設備の停
電時保持能力
検査^{注2、注3}

表1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査 番号	検査項目	検査対象				機器名	施設区分	点検及び試験 の項目	保全 重要度	保全形式 又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	検査対象							
1	加工工場	廃液処理室	気体廃棄設備 (F-15 系統)	—	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M		
2	加工工場	排気室	気体廃棄設備 (F-15 系統)	—	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M		
3	加工工場	粉末調整室	気体廃棄設備 (F-12, 14 系統)	—	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M		
4	加工工場	分析室 I	気体廃棄設備 (F-12, 14 系統)	—	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M		
5	加工工場	分析室 II	気体廃棄設備 (F-12, 14 系統)	—	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M		
6	加工工場	分析室 III	気体廃棄設備 (F-12, 14 系統)	—	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M		
7	加工工場	ベレット加工室 II	気体廃棄設備 (F-11, 13 系統)	—	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M		
8	加工工場	更衣室	気体廃棄設備 (F-1, 4 系統)	—	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M		
9	加工工場	洗濯室	気体廃棄設備 (F-1, 4 系統)	—	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M		
10	加工工場	放射線管理室	気体廃棄設備 (F-1, 4 系統)	—	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M		
11	加工工場	原料貯蔵室 I	気体廃棄設備 (F-1 系統)	—	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M		
12	加工工場	ベレット加工室 I	気体廃棄設備 (F-1, 4 系統)	—	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M		
13	加工工場	ベレット貯蔵室	気体廃棄設備 (F-1 系統)	—	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M		
14	加工工場	ベレット加工室 R I	気体廃棄設備 (F-1, 4 系統)	—	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M		
15	加工工場	ベレット加工室 R II	気体廃棄設備 (F-2, 5 系統)	—	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M		
16	加工工場	製造支援室	気体廃棄設備 (F-2, 6 系統)	—	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M		
17	廃棄物処理棟	炉室	気体廃棄設備 (BF-1, 2 系統)	—	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M		
18	廃棄物処理棟	廃棄物保管室 I 及び II	気体廃棄設備 (BF-1 系統)	—	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M		
19	廃棄物処理棟	廃棄物処理室 I	気体廃棄設備 (BF-1 系統)	—	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M		
20	廃棄物処理棟	廃棄物処理室 II	気体廃棄設備 (BF-1 系統)	—	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M		
21	廃棄物処理棟	廃液処理室	気体廃棄設備 (BF-1 系統)	—	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M		
22	廃棄物処理棟	排気室	気体廃棄設備 (BF-1, 2 系統)	—	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M		
23	廃棄物処理棟	更衣室	気体廃棄設備 (BF-1 系統)	—	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M		
24	加工工場	加工工場	加工工場	—	—	ヘ、核燃料物質の貯蔵施設 ハ、成型施設 ニ、被覆施設 ホ、組立施設	外観点検	C	12M		
25	原料貯蔵庫	原料貯蔵庫	原料貯蔵庫	—	—	ヘ、核燃料物質の貯蔵施設	外観点検	C	12M		
26	廃棄物処理棟	廃棄物処理棟	廃棄物処理棟	—	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M		
27	廃棄物倉庫	廃棄物倉庫	廃棄物倉庫	—	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M		
28	廃棄物倉庫 II	廃棄物倉庫 II	廃棄物倉庫 II	—	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M		
29	機械棟	機械棟	機械棟	—	—	リ、その他の加工施設	外観点検	C	12M		

第1種管理区域の負圧確認検査^{注4}

表1-1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査 番号	検査項目	検査対象				施設区分	点検及び試験 の項目	保全 重要度	保全形式 又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名						
1	加工工場	ベレット加工室 I	粉末缶投入装置 No.1 のフード部	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
2	加工工場	ベレット加工室 I	粉末調整ボックス No.1	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
3	加工工場	ベレット加工室 I	プレス No.1	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
4	加工工場	ベレット加工室 I	粉末缶投入装置 No.2 のフード部	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
5	加工工場	ベレット加工室 I	粉末調整ボックス No.2	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
6	加工工場	ベレット加工室 I	プレス No.2	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
7	加工工場	ベレット加工室 II	粉末缶投入装置 No.3	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
8	加工工場	ベレット加工室 II	粉末調整ボックス No.3	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
9	加工工場	ベレット加工室 II	プレス No.3	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
10	加工工場	ベレット加工室 RII	粉末調整ボックス RII	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
11	加工工場	ベレット加工室 RII	粉末採取ボックス RII	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
12	加工工場	ベレット加工室 RII	プレス RII	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
13	加工工場	ベレット加工室 I	粉末作業ボックス No.1	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M		
14	加工工場	ベレット加工室 II	粉末作業ボックス No.2	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M		
15	加工工場	ベレット加工室 I	粉末作業ボックス No.3	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M		
16	加工工場	ベレット加工室 RII	粉末作業ボックス RII No.1	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M		
17	加工工場	ベレット加工室 I	粉末採取ボックス No.8	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M		
18	加工工場	ベレット加工室 II	粉末採取ボックス No.9	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M		
19	加工工場	ベレット加工室 RII	粉末採取ボックス RII No.1	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M		
20	加工工場	ベレット加工室 I	スクラップ投入ボックス No.1	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M		
21	加工工場	ベレット加工室 I	スクラップ取出ボックス No.1	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M		
22	加工工場	ベレット加工室 RII	スクラップ投入ボックス RII	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M		
23	加工工場	ベレット加工室 RII	スクラップ取出ボックス RII	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M		
24	加工工場	ベレット加工室 I	入口ボックス（焙焼炉 No.1 の付属設備）	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
25	加工工場	ベレット加工室 I	焙焼炉 No.1	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
26	加工工場	ベレット加工室 I	排出部コンベア（焙焼炉 No.1 の付属設備）	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
27	加工工場	ベレット加工室 I	入口ボックス（焙焼炉 No.1 の付属設備）	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
28	加工工場	ベレット加工室 II	入口ボックス（焙焼炉 No.2 の付属設備）	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
29	加工工場	ベレット加工室 II	出口ボックス（焙焼炉 No.2 の付属設備）	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M		
30	加工工場	ベレット加工室 RII	入口ボックス（焙焼炉 No.4 の付属設備）	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M		
31	加工工場	ベレット加工室 RII	焙焼炉 No.4	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M		
32	加工工場	ベレット加工室 RII	出口ボックス（焙焼炉 No.4 の付属設備）	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M		
33	加工工場	ベレット加工室 RII	粉末採取ボックス RII No.2	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
34	加工工場	ベレット加工室 I	粉末保管棚	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注3）	
35	加工工場	ベレット加工室 RI	粉末投入装置	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注3）	
36	加工工場	ベレット加工室 RI	投入ボックス RI	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注3）	
37	加工工場	ベレット加工室 RI	篩別機 RI	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注3）	
38	加工工場	ベレット加工室 RI	プレス RI	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注3）	
39	加工工場	粉末調整室	昇降装置フード	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注3）	
40	加工工場	粉末調整室	粉末投入ボックス	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注3）	
41	加工工場	粉末調整室	粉末取出ボックス	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注3）	
42	加工工場	ベレット加工室 RI	入口ボックス（焙焼炉 No.3 の付属設備）	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注3）	
43	加工工場	ベレット加工室 RI	出口ボックス（焙焼炉 No.3 の付属設備）	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注3）	
44	加工工場	ベレット加工室 RI	粉末作業ボックス RI No.1	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注3）	
45	加工工場	ベレット加工室 RI	粉末採取ボックス RI No.2	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注3）	
46	加工工場	ベレット加工室 I	洗浄処理設備 No.1	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注3）	
47	加工工場	ベレット加工室 RI	洗浄処理設備 RI	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注3）	
48	加工工場	ベレット加工室 RII	洗浄処理設備 RII	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注3）	
49	加工工場	ベレット加工室 I	研磨洗浄装置 No.1	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
50	加工工場	ベレット加工室 I	研磨洗浄装置 No.2	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	

15
設備内風速・負
圧の確認検査
2、注3、注5

表1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査 番号	検査項目	検査対象				施設区分		点検及び試験 の項目	保全 重要度	保全形式 又は頻度	備考
		No.	設置場所	設備・機器名称	機器名						
15	設備内風速・負 圧の確認検査 ^{注2, 注3, 注5}	51	加工工場 ベレット加工室II	研磨洗浄装置 No.3	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
		52	加工工場 ベレット加工室RII	研磨洗浄装置RII	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
		53	加工工場 ベレット加工室RI	研磨洗浄装置RI	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注3）	
		54	廃棄物処理棟 廃棄物処理室II	切斷式解体装置（フィルタ振動装置）	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M		
		55	廃棄物処理棟 廃棄物処理室II	切斷式解体装置（フィルタ解体装置）	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M		
		56	廃棄物処理棟 廃棄物処理室II	廃棄物取扱ボックス	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M		
		57	廃棄物処理棟 炉室	焼却灰充填装置	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
		58	廃棄物処理棟 炉室	セラミックフイルタ充填装置	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
		59	加工工場 分析室III	ドラフトチャンバーNo.1	—	リ、その他の加工施設	外観点検	C	12M		
		60	加工工場 分析室III	ドラフトチャンバーNo.2	—	リ、その他の加工施設	外観点検	C	12M		
		61	加工工場 分析室III	ドラフトチャンバーNo.3	—	リ、その他の加工施設	外観点検	C	12M		
		62	加工工場 製液処理室	沈殿処理設備	蒸発乾固装置 No.2	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M		
		63	加工工場 製造支援室	沈殿処理設備	蒸発乾固装置 No.2	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
		64	加工工場 放射線管理室	ドラフトチャンバー	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M		
		16	濃過装置の性 能確認検査	1	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-1系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M
2	加工工場 排気室			気体廃棄設備（F-2系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	定事検は記録確認	
3	加工工場 排気室			気体廃棄設備（F-4系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	定事検は記録確認	
4	加工工場 排気室			気体廃棄設備（F-5系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	定事検は記録確認	
5	加工工場 排気室			気体廃棄設備（F-6系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	定事検は記録確認	
6	加工工場 排気室			気体廃棄設備（F-11系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	定事検は記録確認	
7	加工工場 排気室			気体廃棄設備（F-12系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	定事検は記録確認	
8	加工工場 排気室			気体廃棄設備（F-13系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	定事検は記録確認	
9	加工工場 排気室			気体廃棄設備（F-14系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	定事検は記録確認	
10	加工工場 排気室			気体廃棄設備（F-15系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	定事検は記録確認	
17	異常圧逃がし 機構の作動検 査 ^{注6}	11	加工工場 ベレット加工室I	気体廃棄設備（F-4系統）	設備排気用フィルタ	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	定事検は記録確認	
		12	加工工場 ベレット加工室II	気体廃棄設備（F-13系統）	設備排気用フィルタ	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	定事検は記録確認	
		13	加工工場 ベレット加工室RI	気体廃棄設備（F-4系統）	設備排気用フィルタ	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	定事検は記録確認	
		14	加工工場 ベレット加工室RII	気体廃棄設備（F-5系統）	設備排気用フィルタ	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	定事検は記録確認	
		15	廃棄物処理棟 排気室	気体廃棄設備（EP-1系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	定事検は記録確認	
		16	廃棄物処理棟 炉室	気体廃棄設備（EP-1系統）	フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	定事検は記録確認	
		17	廃棄物処理棟 廃棄物処理室II	気体廃棄設備（EP-1系統）	設備排気用フィルタ	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	定事検は記録確認	
		18	廃棄物処理棟 炉室	気体廃棄設備（EP-2系統）	高温用フィルタボックス	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	定事検は記録確認	
		19	廃棄物処理棟 炉室	気体廃棄設備（EP-2系統）	セラミックフィルタ	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	定事検は記録確認	
18	失火検知機構 の作動検査 ^{注6}	1	加工工場 ベレット加工室I	焼結炉 No.1	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注6）	
		2	加工工場 ベレット加工室I	焼結炉 No.2	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注6）	
		3	加工工場 ベレット加工室II	焼結炉 No.3	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注6）	
		4	加工工場 ベレット加工室RII	焼結炉RII	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注6）	
		5	廃棄物処理棟 炉室	焼却炉	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注6）	
1	廃棄物処理棟 炉室	焼却炉	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	B	12M	今回対象外（注6）			

表1-1 施設管理実施計画 (検査項目による整理)

検査 番号	検査項目	検査対象			施設区分	点検及び試験 の項目	保全 重要度	保全形式 又は頻度	備考
		No.	設置場所	機器名称 設備・機器名					
19	送排風機の起 動停止インテ ーロックの作 動検査	1	加工工場	気体廃棄設備 (F-15 系統)	排風機、給気ファン、排気 側閉じ込め弁、給気側閉じ 込め弁	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	C	12M	
		2	加工工場	気体廃棄設備 (F-12、F-14 系統)	排風機、給気ファン、排気 側閉じ込め弁、給気側閉じ 込め弁	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	C	12M	
		3	加工工場	気体廃棄設備 (F-11、F-13 系統) (リサイ イクル、ワンスルー)	排風機、給気ファン、排気 側閉じ込め弁、給気側閉じ 込め弁	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	C	12M	
		4	加工工場	気体廃棄設備 (F-1、F-4 系統) (リサイ クル、ワンスルー)	排風機、給気ファン、排気 側閉じ込め弁、給気側閉じ 込め弁	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	C	12M	
		5	加工工場	気体廃棄設備 (F-2、F-5、F-6 系統) (リ サイクル、ワンスルー)	排風機、給気ファン、排気 側閉じ込め弁、給気側閉じ 込め弁	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	C	12M	
		6	廃棄物処理棟	気体廃棄設備 (EF-1 系統)	排風機、給気ファン、排気 側閉じ込め弁、給気側閉じ 込め弁	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	C	12M	
		7	廃棄物処理棟	気体廃棄設備 (EP-2 系統)	主排風機、補助排風機、燃 焼空気ブロウ、燃焼空気遮 断弁、炉内圧力調整弁	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	C	12M	
20	パッチ供給イ ンターロック の作動検査 ^{注2}	1	加工工場	粉末岳レベネータ No.1	—	ハ、成型施設	C	12M	今回対象外 (注2)
		2	加工工場	粉末岳投入装置 No.1	—	ハ、成型施設	C	12M	今回対象外 (注2)
		3	加工工場	粉末岳投入装置 No.1 のフード部	—	ハ、成型施設	C	12M	今回対象外 (注2)
		4	加工工場	粉末調整ボックス No.1	—	ハ、成型施設	C	12M	今回対象外 (注2)
		5	加工工場	混合機 No.1	—	ハ、成型施設	C	12M	今回対象外 (注2)
		6	加工工場	粉末岳レベネータ No.2	—	ハ、成型施設	C	12M	今回対象外 (注2)
		7	加工工場	粉末岳投入装置 No.2	—	ハ、成型施設	C	12M	今回対象外 (注2)
		8	加工工場	粉末岳投入装置 No.2 のフード部	—	ハ、成型施設	C	12M	今回対象外 (注2)
		9	加工工場	粉末調整ボックス No.2	—	ハ、成型施設	C	12M	今回対象外 (注2)
		10	加工工場	混合機 No.2	—	ハ、成型施設	C	12M	今回対象外 (注2)
		11	加工工場	粉末岳昇降装置	—	ハ、成型施設	C	12M	今回対象外 (注2)
		12	加工工場	粉末岳投入装置 No.3	—	ハ、成型施設	C	12M	今回対象外 (注2)
		13	加工工場	粉末調整ボックス No.3	—	ハ、成型施設	C	12M	今回対象外 (注2)
14	加工工場	混合機 No.4	—	ハ、成型施設	C	12M	今回対象外 (注2)		
15	加工工場	粉末岳昇降装置 RII	—	ハ、成型施設	C	12M	今回対象外 (注2)		
16	加工工場	粉末調整ボックス RII	—	ハ、成型施設	C	12M	今回対象外 (注2)		
17	加工工場	粉砕機 RII	—	ハ、成型施設	C	12M	今回対象外 (注2)		
18	加工工場	混合機 RII No.1	—	ハ、成型施設	C	12M	今回対象外 (注2)		
19	加工工場	篩別機 RII	—	ハ、成型施設	C	12M	今回対象外 (注2)		
20	加工工場	移動ホッパー RII	—	ハ、成型施設	C	12M	今回対象外 (注2)		
21	加工工場	混合機 RII No.2	—	ハ、成型施設	C	12M	今回対象外 (注2)		
22	加工工場	スクラップ昇降装置 No.1	—	ハ、成型施設	C	12M	今回対象外 (注2)		
23	加工工場	スクラップ投入ボックス No.1	—	ハ、成型施設	C	12M	今回対象外 (注2)		
24	加工工場	スクラップウラン粉末混合機 No.1	—	ハ、成型施設	C	12M	今回対象外 (注2)		
25	加工工場	スクラップ取出ボックス No.1	—	ハ、成型施設	C	12M	今回対象外 (注2)		
26	加工工場	スクラップ昇降装置 RII	—	ハ、成型施設	C	12M	今回対象外 (注2)		
27	加工工場	スクラップ投入ボックス RII	—	ハ、成型施設	C	12M	今回対象外 (注2)		
28	加工工場	スクラップウラン粉末混合機 RII	—	ハ、成型施設	C	12M	今回対象外 (注2)		
29	加工工場	スクラップ取出ボックス RII	—	ハ、成型施設	C	12M	今回対象外 (注2)		

表1-1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査 番号	検査項目	検査対象				施設区分	点検及び試験 の項目	保全 重要度	保全形式 又は頻度	備考
		設置場所	設備・機器名称	機器名						
1	供給制限イン ターロックの 作動検査 3、注5	加工工場	ベレット加工室 I	ホッパー（プレス No.1 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
2		加工工場	ベレット加工室 I	稼働装置（プレス No.1 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
3		加工工場	ベレット加工室 I	ホッパー（プレス No.2 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
4		加工工場	ベレット加工室 I	稼働装置 No.2	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
5		加工工場	ベレット加工室 II	ホッパー（プレス No.3 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
6		加工工場	ベレット加工室 II	稼働装置（プレス No.3 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
7		加工工場	ベレット加工室 RII	ホッパー RII	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
8		加工工場	ベレット加工室 RII	稼働装置 RII	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
9		加工工場	ベレット加工室 I	粉末作業ボックス No.1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
10		加工工場	ベレット加工室 II	粉末作業ボックス No.2	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
11		加工工場	ベレット加工室 I	粉末作業ボックス No.3	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
12		加工工場	ベレット加工室 RII	粉末作業ボックス RII No.1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
13		加工工場	ベレット加工室 I	粉末取扱ボックス No.8	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
14		加工工場	ベレット加工室 II	粉末取扱ボックス No.9	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
15		加工工場	ベレット加工室 RII	粉末取扱ボックス RII No.1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
16		加工工場	ベレット加工室 I	入口ボックス（焙焼炉 No.1 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
17		加工工場	ベレット加工室 I	出口ボックス（焙焼炉 No.2 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
18		加工工場	ベレット加工室 II	出口ボックス（焙焼炉 No.2 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
19		加工工場	ベレット加工室 RII	入口ボックス（焙焼炉 No.4 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
20		加工工場	ベレット加工室 RII	出口ボックス（焙焼炉 No.4 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
21		加工工場	ベレット加工室 RII	粉末取扱ボックス RII No.2	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
22		加工工場	ベレット加工室 RI	粉末投入装置	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
23		加工工場	ベレット加工室 RI	稼働装置（プレス RI の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
24		加工工場	粉末調整室	リフター No.3	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
25		加工工場	粉末調整室	粉末投入ボックス	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
26		加工工場	ベレット加工室 RI	出口ボックス（焙焼炉 No.3 の付属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
27		加工工場	ベレット加工室 RI	粉末作業ボックス RI No.1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
28		加工工場	ベレット加工室 RI	粉末取扱ボックス RI No.2	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
29		加工工場	ベレット加工室 I	洗浄処理設備 No.1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
30		加工工場	ベレット加工室 RI	洗浄処理設備 RI	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
31		加工工場	ベレット加工室 RII	洗浄処理設備 RII	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
32		加工工場	組立室	燃料棒稼働装置 No.1	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
33		加工工場	組立室	燃料棒稼働装置 No.2	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
34		加工工場	組立室	燃料棒稼働装置 No.3	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
35		加工工場	ベレット加工室 I	研磨液ろ過装置（研磨洗浄装置 No.1 の付 属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
36		加工工場	ベレット加工室 I	研磨液ろ過装置（研磨洗浄装置 No.2 の付 属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
37		加工工場	ベレット加工室 II	研磨液ろ過装置（研磨洗浄装置 No.3 の付 属設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
38		加工工場	ベレット加工室 RII	研磨液ろ過装置 RII	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
39		加工工場	ベレット加工室 RI	研磨液ろ過装置（研磨洗浄装置 RI の付属 設備）	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
40		加工工場	ベレット加工室 I	稼働装置(1)(2)(焙焼炉 No.1 の付属設備)	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
41		加工工場	ベレット加工室 I	稼働装置 No.2(1)(2)	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
42		加工工場	ベレット加工室 II	稼働装置(2)(3)(焙焼炉 No.3 の付属設備)	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
43		加工工場	ベレット加工室 RI	稼働装置 RI	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
44		加工工場	ベレット加工室 RII	ベレット搬送装置 RII(1)	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）
45		加工工場	ベレット加工室 RII	稼働装置 RII	—	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外（注2）

表1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査 番号	検査項目	検査対象		施設区分	点検及び試験 の項目	保全 重要度	保全形式 又は頻度	備考	
		設置場所	設備・機器名称						
22	フレームカー テンの作動状 況確認検査 ^{注6}	1	加工工場 ベレット加工室II	焼結炉No.3	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注6）
		1	加工工場 ベレット加工室I	焼結炉No.1	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注6）
		2	加工工場 ベレット加工室I	焼結炉No.2	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注6）
		3	加工工場 ベレット加工室II	焼結炉No.3	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注6）
23	パイロットバ ーナーの失火 検知による可 燃性ガス供給 停止の作動検 査 ^{注6}	4	加工工場 ベレット加工室RII	焼結炉RII	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注6）
		1	加工工場 ベレット加工室I	焼結炉No.1	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注6）
		2	加工工場 ベレット加工室I	焼結炉No.2	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注6）
		3	加工工場 ベレット加工室II	焼結炉No.3	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注6）
24	緊急遮断弁の 作動検査 ^{注6}	4	加工工場 ベレット加工室RII	焼結炉RII	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注6）
		5	廃棄物処理棟 炉室	焼却炉	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外（注6）
		1	加工工場 集合体貯蔵エリアI	地下式集合体貯蔵庫	ハ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	
		1	加工工場 集合体貯蔵エリアI	下水検知器、排水ポンプ	ハ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	
25	漏水検知器及 び排水ポンプ の作動検査								

注1：下記検査項目の対象設備は、令和3年度以降に予定している新規基準への適合確認を受けるまでの間に使用予定はなく、現在も設備停止中であるため、検査をできる状態ではない。

- ・可燃性ガス検知器の警報作動検査
- ・連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査
- ・自動窒素ガス切り替え機構の作動検査
- ・放射形液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査
- ・非常用電源設備の作動検査
- ・過加熱防止機構の作動検査
- ・搬送設備の停電時保持能力検査
- ・設備内風速・負圧の確認検査
- ・バッチ供給インターロックの作動検査
- ・供給制限インターロックの作動検査

注3：下記検査項目の一部対象設備は、今後の設工認を受けて撤去予定のものであるため、検査をできる状態ではない。

- ・可燃性ガス検知器の警報作動検査
- ・連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査
- ・過加熱防止機構の作動検査
- ・自動窒素ガス切り替え機構の作動検査
- ・搬送設備の停電時保持能力検査
- ・設備内風速・負圧の確認検査
- ・供給制限インターロックの作動検査

注2：下記検査項目には、注1と同じ理由により今回対象外とする設備を含む。それ以外の設備は、加工施設の維持管理に不可欠な活動として使用するため今回の検査対象とする。

注4：建物・構築物外壁の健全性に関する目視検査を含む。

注5：下記検査項目には、注1と同じ理由により今回対象外とする設備を含む。これら検査項目の対象設備は、従前の施設定期検査項目ではなく、従前の施設定期自主検査項目である。

- ・設備内風速・負圧の確認検査
 - ・供給制限インターロックの作動検査
- 注6：下記検査項目は、注1と同じ理由により今回対象外とする。これら検査項目の対象設備は、今後の新規規制基準対応工事により追加する機能に対するものである。
- ・異常圧逃がし機構の作動検査
 - ・失火検知機構の作動検査
 - ・フレームカーテンの作動状況確認検査
 - ・パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査
 - ・緊急遮断弁の作動検査

表1-2 施設管理実設計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設備・機器名称	設備		区分	条項番号					
リ、その他の加工施設	加工工場		火災感知設備	自動火災報知設備	地震	第五条	—	作動試験	C	1 2 M	定事検は記録確認
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					火災等	第十一条第1項	自動火災報知設備の警報作動検査				
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—				
リ、その他の加工施設	廃棄物処理棟		火災感知設備	自動火災報知設備	地震	第五条	—	作動試験	C	1 2 M	定事検は記録確認
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					火災等	第十一条第1項	自動火災報知設備の警報作動検査				
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—				
リ、その他の加工施設	原料貯蔵庫		火災感知設備	自動火災報知設備	地震	第五条	—	作動試験	C	1 2 M	定事検は記録確認
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					火災等	第十一条第1項	自動火災報知設備の警報作動検査				
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—				
リ、その他の加工施設	廃棄物倉庫		火災感知設備	自動火災報知設備	地震	第五条	—	作動試験	C	1 2 M	定事検は記録確認
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					火災等	第十一条第1項	自動火災報知設備の警報作動検査				
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—				
リ、その他の加工施設	廃棄物倉庫Ⅱ		火災感知設備	自動火災報知設備	地震	第五条	—	作動試験	C	1 2 M	定事検は記録確認
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					火災等	第十一条第1項	自動火災報知設備の警報作動検査				
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—				
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場		差圧警報盤	—	地震	第五条	—	計器校正	C	1 2 M	
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					外部衝撃	第八条第2項	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項 第十一条第5項	—				
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—				
					警報	第十八条第1項 第十八条第2項	—				
					廃棄	第十八条第1項 第十八条第2項	—				
					換気	第二十条 第二十三条	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所		設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分		条項番号							
リ、放射線廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟	廃棄物処理棟	差圧警報盤	—	—	地盤	第五条	—	計器校正	C	1 2M		
						地震	第六条第1項(※2)						
						外部衝撃	第八条第2項						
						閉じ込め	第十条						
						火災等	第十一条第3項						
						安全機能	第十一条第5項						
						警報	第十四条第1項						
						警報	第十四条第2項						
						警報	第十八条第1項						
						警報	第十八条第2項						
						警報	第二十条						
						警報	第二十三条						
						警報	第五条						
						警報	第六条第1項(※2)						
警報	第八条第3項												
警報	第十一条第1項												
警報	第十四条第2項												
警報	第十四条第4項												
警報	第二十四条第1項												
警報	第二十四条第4項												
警報	第五条												
警報	第六条第1項(※2)												
警報	第八条第1項												
警報	第十一条第3項												
警報	第十四条第1項												
警報	第十四条第2項												
警報	第十四条第4項												
警報	第二十四条第1項												
警報	第二十四条第4項												
警報	非常用電源	非常用電源設備の作動検査											
リ、その他の加工施設	機械棟(屋外)	機械棟(屋外)	ダイーゼル式発電機 No.1	—	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1 2M		
						地震	第六条第1項(※2)						
						外部衝撃	第八条第3項						
						火災等	第十一条第1項						
						安全機能	第十四条第1項						
						非常用電源	第十四条第2項						
						非常用電源	第十四条第4項						
						非常用電源	第二十四条第1項						
						非常用電源	第二十四条第4項						
						非常用電源	非常用電源設備の作動検査						
						地盤	第五条						
						地震	第六条第1項(※2)						
						外部衝撃	第八条第1項						
						火災等	第十一条第3項						
安全機能	第十四条第1項												
安全機能	第十四条第2項												
安全機能	第十四条第4項												
安全機能	第二十四条第1項												
安全機能	第二十四条第4項												
安全機能	非常用電源	非常用電源設備の作動検査											
リ、その他の加工施設	廃棄物処理棟(屋外)	廃棄物処理棟(屋外)	ダイーゼル式発電機 No.3(廃棄物処理棟用)	—	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1 2M		
						地震	第六条第1項(※2)						
						外部衝撃	第八条第1項						
						火災等	第十一条第3項						
						安全機能	第十四条第1項						
						安全機能	第十四条第2項						
						安全機能	第十四条第4項						
						安全機能	第二十四条第1項						
						安全機能	第二十四条第4項						
						安全機能	非常用電源						非常用電源設備の作動検査
						地盤	第五条						
						地震	第六条第1項(※2)						
						外部衝撃	第八条第1項						
						火災等	第十一条第3項						
安全機能	第十四条第1項												
安全機能	第十四条第2項												
安全機能	第十四条第4項												
安全機能	第二十四条第1項												
安全機能	第二十四条第4項												
安全機能	非常用電源	非常用電源設備の作動検査											

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	設置場所	設備・機器名称		区分	条項番号					
リ、その他の加工施設	機械棟（屋内）	ダイゼル式発電機（事務棟通信設備用）	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)
				地震	第六条第1項(※2)					
				外部衝撃	第八条第1項					
				火災等	第十一条第3項					
リ、その他の加工施設	部材棟 二次変電所	ディーゼル式発電機（対策本部用）	—	安全機能	第十四条第1項	非常用電源設備の作動検査(注2)	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)
				非常用電源	第十四条第2項					
				非常用電源	第十四条第4項					
				非常用電源	第二十四条第1項					
				地盤	第五条					
				地震	第六条第1項(※2)					
				外部衝撃	第八条第1項					
				火災等	第十一条第3項					
				安全機能	第十四条第1項					
				非常用電源	第十四条第2項					
				非常用電源	第十四条第4項					
				非常用電源	第二十四条第1項					
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場	気体廃棄設備（F-1, 2, 4, 5, 6 系統）（F-11, 12, 13, 14, 15 系統）	—	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項(※2)					
				外部衝撃	第八条第1項					
				閉じ込め	第八条第2項					
				火災等	第十条					
				火災等	第十一条第3項					
				溢水	第十一条第5項					
				安全機能	第十二条					
				警報	第十四条第1項					
				警報	第十四条第2項					
				警報	第十八条第1項					
				警報	第十八条第2項					
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟	気体廃棄設備（EF-1, 2 系統）	—	非常用電源	第二十三条	気体廃棄設備の処理能力検査 気体廃棄設備の処理能力検査	機能・性能試験	C	1 2 M	
				非常用電源	第二十四条第2項					
				地盤	第五条					
				地震	第六条第1項(※2)					
				外部衝撃	第八条第1項					
				外部衝撃	第八条第2項					
				閉じ込め	第十条					
				火災等	第十一条第3項					
				火災等	第十一条第5項					
				溢水	第十二条					
				安全機能	第十四条第1項					
				警報	第十四条第2項					
警報	第十八条第1項									
警報	第十八条第2項									
警報	第十八条第1項									
警報	第十八条第2項									
廃棄	第二十三条	気体廃棄設備の処理能力検査								
換気	第二十三条	気体廃棄設備の処理能力検査								
非常用電源	第二十四条第2項									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目 機能・性能試験（※1） 外観点検	保全重要度 C	保全形式 又は頻度 1 2M	備考
	設置場所	設備・機器名称		区分	条項番号					
ハ、核燃料物質の貯蔵施設 ハ、成型施設 ニ、被覆施設 ホ、組立施設	加工工場	加工工場	—	臨界	第四条第2項	第1種管理区域の負圧確認検査（注4）	機能・性能試験（※1） 外観点検	C	1 2M	
				地盤	第五条					
				地震	第六条第1項（※1）					
				外部衝撃	第八条第1項					
				外部衝撃	第八条第2項					
				不法侵入	第九条					
				閉じ込め	第十条					
				火災等	第十一条第3項					
				溢水	第十二条					
				安全機能	第十四条第1項					
					第十四条第2項					
					第二十二條第1項					
					第二十二條第2項					
					第二十二條第2項					
					第二十二條第2項					
					第二十二條第2項					
					第二十二條第2項					
					第二十二條第2項					
					第二十二條第2項					
				ハ、核燃料物質の貯蔵施設	原料貯蔵庫					
地盤	第五条									
地震	第六条第1項（※1）									
外部衝撃	第八条第1項									
外部衝撃	第八条第2項									
不法侵入	第九条									
閉じ込め	第十条									
火災等	第十一条第3項									
	第十一条第5項									
溢水	第十二条									
安全機能	第十四条第1項									
	第十四条第2項									
	第十四条第2項									
	第十四条第2項									
	第十四条第2項									
	第十四条第2項									
	第十四条第2項									
	第十四条第2項									
	第十四条第2項									
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟	廃棄物処理棟	—			換気	第五条	第1種管理区域の負圧確認検査（注4）	機能・性能試験（※1） 外観点検	C
				地盤	第六条第1項（※1）					
				地震	第八条第1項					
				外部衝撃	第八条第2項					
				不法侵入	第九条					
				閉じ込め	第十条					
				火災等	第十一条第3項					
					第十一条第5項					
				溢水	第十二条					
				安全機能	第十四条第1項					
					第十四条第2項					
					第十四条第2項					
					第十四条第2項					
					第十四条第2項					
					第十四条第2項					
					第十四条第2項					
					第十四条第2項					
					第十四条第2項					
					第十四条第2項					
					第十四条第2項					

表1-2 施設管理実設計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目 機能・性能試験（※1） 外観点検	保全重要度	保全形式 又は頻度	備考
	設置場所	設備・機器名称		区分	条項番号					
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物倉庫	廃棄物倉庫	—	地震	第五条	—	機能・性能試験（※1） 外観点検	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項（※1）					
				外部衝撃	第八条第1項					
				外部衝撃	第八条第2項					
				不法侵入	第九条					
				閉じ込め	第十条					
				火災等	第十一条第3項					
				溢水	第十二条					
				安全機能	第十四条第1項					
				安全機能	第十四条第2項					
				遮蔽	第二十二条第1項					
				遮蔽	第二十二条第2項					
				遮蔽	第二十三条					
				遮蔽	第二十三条					
リ、その他の加工施設の	機械棟	機械棟	—	地震	第五条	—	機能・性能試験（※1） 外観点検	C	1 2 M	
				地震	第六条第1項（※1）					
				外部衝撃	第八条第1項					
				外部衝撃	第八条第2項					
				不法侵入	第九条					
				閉じ込め	第十条					
				火災等	第十一条第3項					
				溢水	第十二条					
				安全機能	第十四条第1項					
				安全機能	第十四条第2項					
				遮蔽	第二十二条第1項					
				遮蔽	第二十二条第2項					
				遮蔽	第二十三条					
				遮蔽	第二十三条					
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 排気室	気体廃棄設備（F-1系統）	フィルタボックス	地震	第五条	—	機能・性能試験（※1） 外観点検	C	1 2 M	定事検は記録確認
				地震	第六条第1項（※2）					
				閉じ込め	第十条					
				火災等	第十一条第3項					
				火災等	第十一条第5項					
				溢水	第十二条					
				安全機能	第十四条第1項					
				安全機能	第十四条第2項					
				廃棄	第二十条					
				換気	第二十三条					
				換気	第二十三条					
				換気	第二十三条					
				換気	第二十三条					
				換気	第二十三条					
換気	第二十三条									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設備・機器名称	ガス		区分	条項番号					
ト、放射性的廃棄物の廃棄施設	加工工場 排気室	気体廃棄設備 (F-2 系統)	フィルタボックス	ガス	地震	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	定事検は記録確認
					閉じ込め	第六条第1項(※2)					
					火災等	第十条					
					—	第十一条第3項					
					—	第十二条第5項					
					—	第十二条					
					—	第十四条第1項					
					—	第十四条第2項					
					—	第二十条					
					—	第二十三条					
					—	換気					
					—	第五条					
ト、放射性的廃棄物の廃棄施設	加工工場 排気室	気体廃棄設備 (F-4 系統)	フィルタボックス	ガス	地震	第六条第1項(※2)	—	外観点検	C	1 2 M	定事検は記録確認
					閉じ込め	第十条					
					火災等	第十一条第3項					
					—	第十二条第5項					
					—	第十二条					
					—	第十四条第1項					
					—	第十四条第2項					
					—	第二十条					
					—	第二十三条					
					—	換気					
					—	第五条					
					ト、放射性的廃棄物の廃棄施設	加工工場 排気室					
閉じ込め	第十条										
火災等	第十一条第3項										
—	第十二条第5項										
—	第十二条										
—	第十四条第1項										
—	第十四条第2項										
—	第二十条										
—	第二十三条										
—	換気										
—	第五条										
ト、放射性的廃棄物の廃棄施設	加工工場 排気室	気体廃棄設備 (F-6 系統)	フィルタボックス	ガス			地震	第六条第1項(※2)	—	外観点検	C
					閉じ込め	第十条					
					火災等	第十一条第3項					
					—	第十二条第5項					
					—	第十二条					
					—	第十四条第1項					
					—	第十四条第2項					
					—	第二十条					
					—	第二十三条					
					—	換気					
					—	第五条					
					ト、放射性的廃棄物の廃棄施設	加工工場 排気室	気体廃棄設備 (F-11 系統)	フィルタボックス			
閉じ込め	第十条										
火災等	第十一条第3項										
—	第十二条第5項										
—	第十二条										
—	第十四条第1項										
—	第十四条第2項										
—	第二十条										
—	第二十三条										
—	換気										
—	第五条										

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設備・機器名称	装置		区分	条項番号					
ト、放射性的廃棄物の廃棄施設	加工工場 排気室	気体廃棄設備 (F-12 系統)	フィルタボックス	フィルタボックス	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	定事検は記録確認
					地震	第六条第1項(※2)					
					閉じ込め	第十条					
					火災等	第十一条第3項					
						第十一条第5項					
					溢水	第十二条					
					安全機能	第十四条第1項					
						第十四条第2項					
					廃棄	第二十条					
					換気	第二十三条					
					地盤	第五条					
					地震	第六条第1項(※2)					
					閉じ込め	第十条					
					火災等	第十一条第3項					
	第十一条第5項										
溢水	第十二条										
安全機能	第十四条第1項										
	第十四条第2項										
廃棄	第二十条										
換気	第二十三条										
地盤	第五条										
地震	第六条第1項(※2)										
閉じ込め	第十条										
火災等	第十一条第3項										
	第十一条第5項										
溢水	第十二条										
安全機能	第十四条第1項										
	第十四条第2項										
廃棄	第二十条										
換気	第二十三条										
地盤	第五条										
地震	第六条第1項(※2)										
閉じ込め	第十条										
火災等	第十一条第3項										
	第十一条第5項										
溢水	第十二条										
安全機能	第十四条第1項										
	第十四条第2項										
廃棄	第二十条										
換気	第二十三条										
地盤	第五条										
地震	第六条第1項(※2)										
閉じ込め	第十条										
火災等	第十一条第3項										
	第十一条第5項										
溢水	第十二条										
安全機能	第十四条第1項										
	第十四条第2項										
廃棄	第二十条										
換気	第二十三条										
地盤	第五条										
地震	第六条第1項(※2)										
閉じ込め	第十条										
火災等	第十一条第3項										
	第十一条第5項										
溢水	第十二条										
安全機能	第十四条第1項										
	第十四条第2項										
廃棄	第二十条										
換気	第二十三条										
地盤	第五条										
地震	第六条第1項(※2)										
閉じ込め	第十条										
火災等	第十一条第3項										
	第十一条第5項										
溢水	第十二条										
安全機能	第十四条第1項										
	第十四条第2項										
廃棄	第二十条										
換気	第二十三条										
地盤	第五条										
地震	第六条第1項(※2)										
閉じ込め	第十条										
火災等	第十一条第3項										
	第十一条第5項										
溢水	第十二条										
安全機能	第十四条第1項										
	第十四条第2項										
廃棄	第二十条										
換気	第二十三条										

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設備・機器名称	設備		区分	条項番号					
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 ペレット加工室II	気体廃棄設備 (F-13 系統)	設備排気用フイルタ	設置排気用フイルタ	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	定事検は記録確認
					地震	第六条第1項(※2)					
					閉じ込め	第十条					
					火災等	第十一条第3項 第十二条第5項					
					溢水	第十二条					
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
					廃棄	第二十条					
					換気	第二十三条					
					地盤	第五条					
					地震	第六条第1項(※2)					
					閉じ込め	第十条					
					火災等	第十一条第3項 第十二条第5項					
					溢水	第十二条					
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
廃棄	第二十条										
換気	第二十三条										
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 ペレット加工室RI	気体廃棄設備 (F-4 系統)	設置排気用フイルタ	設置排気用フイルタ	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	定事検は記録確認
					地震	第六条第1項(※2)					
					閉じ込め	第十条					
					火災等	第十一条第3項 第十二条第5項					
					溢水	第十二条					
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
					廃棄	第二十条					
					換気	第二十三条					
					地盤	第五条					
					地震	第六条第1項(※2)					
					閉じ込め	第十条					
					火災等	第十一条第3項 第十二条第5項					
					溢水	第十二条					
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
廃棄	第二十条										
換気	第二十三条										
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 ペレット加工室RII	気体廃棄設備 (F-5 系統)	設置排気用フイルタ	設置排気用フイルタ	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	定事検は記録確認
					地震	第六条第1項(※2)					
					閉じ込め	第十条					
					火災等	第十一条第3項 第十二条第5項					
					溢水	第十二条					
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
					廃棄	第二十条					
					換気	第二十三条					
					地盤	第五条					
					地震	第六条第1項(※2)					
					閉じ込め	第十条					
					火災等	第十一条第3項 第十二条第5項					
					溢水	第十二条					
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
廃棄	第二十条										
換気	第二十三条										
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 排気室	気体廃棄設備 (BF-1 系統)	フィルタボックス	フィルタボックス	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	定事検は記録確認
					地震	第六条第1項(※2)					
					閉じ込め	第十条					
					火災等	第十一条第3項 第十二条第5項					
					溢水	第十二条					
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
					廃棄	第二十条					
					換気	第二十三条					
					地盤	第五条					
					地震	第六条第1項(※2)					
					閉じ込め	第十条					
					火災等	第十一条第3項 第十二条第5項					
					溢水	第十二条					
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
廃棄	第二十条										
換気	第二十三条										
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 炉室	気体廃棄設備 (BF-1 系統)	フィルタボックス	フィルタボックス	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	定事検は記録確認
					地震	第六条第1項(※2)					
					閉じ込め	第十条					
					火災等	第十一条第3項 第十二条第5項					
					溢水	第十二条					
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
					廃棄	第二十条					
					換気	第二十三条					
					地盤	第五条					
					地震	第六条第1項(※2)					
					閉じ込め	第十条					
					火災等	第十一条第3項 第十二条第5項					
					溢水	第十二条					
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
廃棄	第二十条										
換気	第二十三条										

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設備・機器名称	設備・機器名称		区分	条項番号					
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 廃棄物処理室Ⅱ	気体廃棄設備 (EF-1 系統)	設備排気用フイルタ	セラミックフイルタ	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	定事検は記録確認
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
						第十一条第5項	—				
					溢水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
						第十四条第2項	—				
					廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査				
					換気	第二十三条	—				
					地盤	第五条	—				
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
	第十一条第5項	—									
溢水	第十二条	—									
安全機能	第十四条第1項	—									
	第十四条第2項	—									
廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査									
換気	第二十三条	—									
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 炉室	気体廃棄設備 (EF-2 系統)	セラミックフイルタ	地盤	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	定事検は記録確認	
				地震	第六条第1項(※2)	—					
				閉じ込め	第十条	—					
				火災等	第十一条第3項	—					
					第十一条第5項	—					
				溢水	第十二条	—					
				安全機能	第十四条第1項	—					
					第十四条第2項	—					
				廃棄	第二十条	濾過装置の性能確認検査					
				換気	第二十三条	—					
				地盤	第五条	—					
				地震	第六条第1項(※2)	—					
				外部衝撃	第八条第2項	—					
				閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査					
火災等	第十一条第3項	—									
	第十一条第5項	—									
安全機能	第十四条第1項	—									
	第十四条第2項	—									
警報	第十八条第2項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査									
廃棄	第二十条	—									
換気	第二十三条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査									
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場	気体廃棄設備 (F-15 系統)	排風機、給気ファン、排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	地盤	第五条	—	機能・性能試験	C	1 2 M		
				地震	第六条第1項(※2)	—					
				外部衝撃	第八条第2項	—					
				閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査					
				火災等	第十一条第3項	—					
					第十一条第5項	—					
				安全機能	第十四条第1項	—					
					第十四条第2項	—					
				警報	第十八条第2項	送排風機の起動停止インターロックの作動検査					
				廃棄	第二十条	—					
				換気	第二十三条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査					

表1-2 施設管理実設計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
		設備・機器名称	気体廃棄設備		区分	条項番号						
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場	気体廃棄設備 (F-12, F-14 系統)	排風機、給気ファン、排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	排風機、給気ファン、排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	地震	第五条	—	送排風機の起動停止インターロックの作動検査	機能・性能試験	C	1 2 M	
					地震	第六条第1項(※2)	—					
					外部衝撃	第八条第2項	—					
					閉じ込め	第十条	—					
					火災等	第十一条第3項	—					
					安全機能	第十一条第5項	—					
					警報	第十四条第1項	—					
					廃棄	第十四条第2項	—					
					換気	第十八条第2項	—					
					換気	第二十条	—					
					換気	第二十三条	—					
					地震	第五条	—					
					地震	第六条第1項(※2)	—					
					外部衝撃	第八条第2項	—					
					閉じ込め	第十条	—					
火災等	第十一条第3項	—										
安全機能	第十一条第5項	—										
警報	第十四条第1項	—										
廃棄	第十四条第2項	—										
換気	第十八条第2項	—										
換気	第二十条	—										
換気	第二十三条	—										
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場	気体廃棄設備 (F-1, F-4 系統) (リサイクル、ワンスル一)	排風機、給気ファン、排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	排風機、給気ファン、排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	地震	第五条	—	送排風機の起動停止インターロックの作動検査	機能・性能試験	C	1 2 M	
					地震	第六条第1項(※2)	—					
					外部衝撃	第八条第2項	—					
					閉じ込め	第十条	—					
					火災等	第十一条第3項	—					
					安全機能	第十一条第5項	—					
					警報	第十四条第1項	—					
					廃棄	第十四条第2項	—					
					換気	第十八条第2項	—					
					換気	第二十条	—					
					換気	第二十三条	—					
					地震	第五条	—					
					地震	第六条第1項(※2)	—					
					外部衝撃	第八条第2項	—					
					閉じ込め	第十条	—					
火災等	第十一条第3項	—										
安全機能	第十一条第5項	—										
警報	第十四条第1項	—										
廃棄	第十四条第2項	—										
換気	第十八条第2項	—										
換気	第二十条	—										
換気	第二十三条	—										
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場	気体廃棄設備 (F-2, F-5, F-6 系統) (リサイクル、ワンスル一)	排風機、給気ファン、排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	排風機、給気ファン、排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	地震	第五条	—	送排風機の起動停止インターロックの作動検査	機能・性能試験	C	1 2 M	
					地震	第六条第1項(※2)	—					
					外部衝撃	第八条第2項	—					
					閉じ込め	第十条	—					
					火災等	第十一条第3項	—					
					安全機能	第十一条第5項	—					
					警報	第十四条第1項	—					
					廃棄	第十四条第2項	—					
					換気	第十八条第2項	—					
					換気	第二十条	—					
					換気	第二十三条	—					
					地震	第五条	—					
					地震	第六条第1項(※2)	—					
					外部衝撃	第八条第2項	—					
					閉じ込め	第十条	—					
火災等	第十一条第3項	—										
安全機能	第十一条第5項	—										
警報	第十四条第1項	—										
廃棄	第十四条第2項	—										
換気	第十八条第2項	—										
換気	第二十条	—										
換気	第二十三条	—										

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目 機能・性能 試験	保全 重要度	保全形式 又は頻度	備考
		設備・機器名称	機器名		区分	条項番号					
ト、放射性 廃棄物の廃 棄施設	廃棄物処理棟	気体廃棄設備 (BF-1 系統)	排風機、給気 ファン、排気 側閉じ込め 弁、給気側閉 じ込め弁	第五條	地震	—	送排風機の起動停止インターロックの作動検査	機能・性能 試験	C	1 2 M	
				第六條第1項(※2)	地震	—					
				第八條第2項	外部衝撃	—					
				第十條	閉じ込め	—					
				第十一條第3項	火災等	—					
				第十一條第5項	安全機能	—					
				第十四條第1項	—	—					
				第十四條第2項	—	—					
				第十八條第2項	警報	—					
				第十八條第2項	廃棄	—					
				第二十三條	換気	—					
				第二十三條	地震	—					
				第六條第1項(※2)	地震	—					
				第八條第2項	外部衝撃	—					
第十條	閉じ込め	—									
第十一條第3項	火災等	—									
第十一條第5項	安全機能	—									
第十四條第1項	—	—									
第十四條第2項	警報	—									
第十八條第2項	廃棄	—									
第十八條第2項	換気	—									
第二十三條	—	—									
ト、放射性 廃棄物の廃 棄施設	廃棄物処理棟	気体廃棄設備 (BF-2 系統)	主排風機、補 助排風機、燃 焼空気プロ ワ、燃焼空気 遮断弁、炉内 圧力調整弁	第五條	地震	—	送排風機の起動停止インターロックの作動検査	機能・性能 試験	C	1 2 M	
				第六條第1項(※2)	地震	—					
				第八條第2項	外部衝撃	—					
				第十條	閉じ込め	—					
				第十一條第3項	火災等	—					
				第十一條第5項	安全機能	—					
				第十四條第1項	—	—					
				第十四條第2項	警報	—					
				第十八條第2項	廃棄	—					
				第十八條第2項	換気	—					
				第二十三條	—	—					
				第二十三條	地震	—					
				第六條第1項(※2)	地震	—					
				第八條第2項	外部衝撃	—					
第十條	閉じ込め	—									
第十一條第3項	火災等	—									
第十一條第5項	安全機能	—									
第十四條第1項	—	—									
第十四條第2項	警報	—									
第十八條第2項	廃棄	—									
第十八條第2項	換気	—									
第二十三條	—	—									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	設置場所	設備・機器名称		区分	条項番号					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	粉末缶エレベータ No. 1	—	臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	パッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験 機能・性能 試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)
				地盤	第五条					
				閉じ込め	第六条第1項(※2)					
				火災等	第十一条第3項					
				溢水	第十二条					
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
				搬送	第十六条					
				臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	搬送設備の停電時保持能力検査(注2) パッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験 機能・性能 試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)
				地盤	第五条					
				閉じ込め	第六条第1項(※2)					
				火災等	第十一条第3項					
				溢水	第十二条					
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
				搬送	第十六条					
				臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	搬送設備の停電時保持能力検査(注2) パッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験 機能・性能 試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)
				地盤	第五条					
閉じ込め	第六条第1項(※2)									
火災等	第十一条第3項									
溢水	第十二条									
安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項									
搬送	第十六条									
臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	搬送設備の停電時保持能力検査(注2) パッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験 機能・性能 試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)				
地盤	第五条									
閉じ込め	第六条第1項(※2)									
火災等	第十一条第3項									
溢水	第十二条									
安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項									
搬送	第十六条									
臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	搬送設備の停電時保持能力検査(注2) パッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験 機能・性能 試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)				
地盤	第五条									
閉じ込め	第六条第1項(※2)									
火災等	第十一条第3項									
溢水	第十二条									
安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項									
搬送	第十六条									
臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	搬送設備の停電時保持能力検査(注2) パッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験 機能・性能 試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)				
地盤	第五条									
閉じ込め	第六条第1項(※2)									
火災等	第十一条第3項									
溢水	第十二条									
安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項									
搬送	第十六条									
臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	搬送設備の停電時保持能力検査(注2) パッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験 機能・性能 試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)				
地盤	第五条									
閉じ込め	第六条第1項(※2)									
火災等	第十一条第3項									
溢水	第十二条									
安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項									
搬送	第十六条									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設備・機器名称	装置		区分	条項番号					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅱ	—	粉末缶投入装置 No.3	—	臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検	C	1 2M	今回対象外(注2)
					地盤	第五条					
					閉じ込め	第六条第1項(※2)					
					火災等	第十一条第3項					
					漏水	第十二条					
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
					搬送	第十六条					
					臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)				
					地盤	第五条					
					閉じ込め	第六条第1項(※2)					
					火災等	第十一条第3項					
					漏水	第十二条					
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
					搬送	第十六条					
					臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)				
					地盤	第五条					
閉じ込め	第六条第1項(※2)										
火災等	第十一条第3項										
漏水	第十二条										
安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項										
搬送	第十六条										
臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)									
地盤	第五条										
閉じ込め	第六条第1項(※2)										
火災等	第十一条第3項										
漏水	第十二条										
安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項										
搬送	第十六条										
臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)									
地盤	第五条										
閉じ込め	第六条第1項(※2)										
火災等	第十一条第3項										
漏水	第十二条										
安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項										
搬送	第十六条										
臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)									
地盤	第五条										
閉じ込め	第六条第1項(※2)										
火災等	第十一条第3項										
漏水	第十二条										
安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項										
搬送	第十六条										
臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)									
地盤	第五条										
閉じ込め	第六条第1項(※2)										
火災等	第十一条第3項										
漏水	第十二条										
安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項										
搬送	第十六条										
臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)									
地盤	第五条										
閉じ込め	第六条第1項(※2)										
火災等	第十一条第3項										
漏水	第十二条										
安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項										
搬送	第十六条										
臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)									
地盤	第五条										
閉じ込め	第六条第1項(※2)										
火災等	第十一条第3項										
漏水	第十二条										
安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項										
搬送	第十六条										

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設備・機器名称	装置		区分	条項番号					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室II	粉末調整ボックスNo.3	—	—	臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注2)
					地盤	第五条					
					閉じ込め	第六条第1項(※2)					
					火災等	第十一条第3項					
					溢水	第十二条					
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
					搬送	第十六条					
					臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)				
					地盤	第五条					
					閉じ込め	第六条第1項(※2)					
					火災等	第十一条第3項					
					溢水	第十二条					
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
					搬送	第十六条					
					臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)				
					ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室I	混合機No.2				
地盤	第五条										
閉じ込め	第六条第1項(※2)										
火災等	第十一条第3項										
溢水	第十二条										
安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項										
搬送	第十六条										
臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)									
地盤	第五条										
閉じ込め	第六条第1項(※2)										
火災等	第十一条第3項										
溢水	第十二条										
安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項										
搬送	第十六条										
臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)									
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室II	混合機No.4	—	—				臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験
					地盤	第五条					
					閉じ込め	第六条第1項(※2)					
					火災等	第十一条第3項					
					溢水	第十二条					
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
					搬送	第十六条					
					臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)				
					地盤	第五条					
					閉じ込め	第六条第1項(※2)					
					火災等	第十一条第3項					
					溢水	第十二条					
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
					搬送	第十六条					
					臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	バッチ供給インターロックの作動検査(注2)				
					ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室I	ホッパー (プレス No.1 の付属 備)	—	—	臨界	
地盤	第五条										
閉じ込め	第六条第1項(※2)										
火災等	第十一条第3項										
溢水	第十二条										
安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項										
搬送	第十六条										
臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2)									
地盤	第五条										
閉じ込め	第六条第1項(※2)										
火災等	第十一条第3項										
溢水	第十二条										
安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項										
搬送	第十六条										
臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2)									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所		施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	加工工場	ペレット加工室 I	設備・機器名称	設置場所		区分	条項番号					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	—	ホッパ (プレス No.2 の付属設備)	—	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)
						地盤	第五条					
						閉じ込め	第六条第1項(※2)					
						火災等	第十一条第3項					
						溢水	第十二条					
						安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
						搬送	第十六条					
						臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2)				
						地盤	第五条					
						閉じ込め	第六条第1項(※2)					
						火災等	第十一条第3項					
						溢水	第十二条					
						安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
						搬送	第十六条					
						臨界	第四条第1項 第四条第2項	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
						地盤	第五条					
閉じ込め	第六条第1項(※2)											
火災等	第十一条第3項											
溢水	第十二条											
安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項											
搬送	第十六条											
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	—	プレス No.1	—	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注2)
						地盤	第五条					
						閉じ込め	第六条第1項(※2)					
						火災等	第十一条第3項					
						溢水	第十二条					
						安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
						搬送	第十六条					
						臨界	第四条第1項 第四条第2項	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
						地盤	第五条					
						閉じ込め	第六条第1項(※2)					
						火災等	第十一条第3項					
						溢水	第十二条					
						安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
						搬送	第十六条					
						臨界	第四条第1項 第四条第2項	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
						地盤	第五条					
閉じ込め	第六条第1項(※2)											
火災等	第十一条第3項											
溢水	第十二条											
安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項											
搬送	第十六条											
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 II	—	プレス No.3	—	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注2)
						地盤	第五条					
						閉じ込め	第六条第1項(※2)					
						火災等	第十一条第3項					
						溢水	第十二条					
						安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
						搬送	第十六条					
						臨界	第四条第1項 第四条第2項	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
						地盤	第五条					
						閉じ込め	第六条第1項(※2)					
						火災等	第十一条第3項					
						溢水	第十二条					
						安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
						搬送	第十六条					
						臨界	第四条第1項 第四条第2項	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
						地盤	第五条					
閉じ込め	第六条第1項(※2)											
火災等	第十一条第3項											
溢水	第十二条											
安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項											
搬送	第十六条											

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	設置場所	設備・機器名称		区分	条項番号					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室I	移動装置 (プレス No.1 の付属設備)	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験	C	1 2M	今回対象外(注2)
				地盤	第五条					
				閉じ込め	第六条第1項(※2)					
				火災等	第十一条第3項					
				漏水	第十二条					
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
				搬送	第十六条					
				臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2)				
				地盤	第五条					
				閉じ込め	第六条第1項(※2)					
				火災等	第十一条第3項					
				漏水	第十二条					
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
				搬送	第十六条					
				臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2)				
				地盤	第五条					
閉じ込め	第六条第1項(※2)									
火災等	第十一条第3項									
漏水	第十二条									
安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項									
搬送	第十六条									
臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2)								
地盤	第五条									
閉じ込め	第六条第1項(※2)									
火災等	第十一条第3項									
漏水	第十二条									
安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項									
搬送	第十六条									
臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2)								
地盤	第五条									
閉じ込め	第六条第1項(※2)									
火災等	第十一条第3項(※2) 第十一条第5項(※2)	緊急遮断弁の作動検査(注6) 可燃性ガス検知器の警報作動検査(注1) 連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査(注1) パイロットバートナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査(注6)								
搬送	第十一条第6項(※2) 第十一条第7項(※2)	過加熱防止機構の作動検査(注2) 自動窒素ガス切り替え機構の作動検査(注1) 異常圧逃がし機構の作動検査(注6)								
漏水	第十二条	—								
安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—								
搬送	第十六条	—								
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室I	焼結炉 No.1	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験 機能・性能試験	B	1 2M	今回対象外(注1、注2、注6)
				地盤	第五条					
				閉じ込め	第六条第1項(※2)					
				火災等	第十一条第3項(※2) 第十一条第5項(※2)	緊急遮断弁の作動検査(注6) 可燃性ガス検知器の警報作動検査(注1) 連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査(注1) パイロットバートナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査(注6)				
				搬送	第十一条第6項(※2) 第十一条第7項(※2)	過加熱防止機構の作動検査(注2) 自動窒素ガス切り替え機構の作動検査(注1) 異常圧逃がし機構の作動検査(注6)				
				漏水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				
				臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2)				
				地盤	第五条					
				閉じ込め	第六条第1項(※2)					
				火災等	第十一条第3項(※2) 第十一条第5項(※2)	緊急遮断弁の作動検査(注6) 可燃性ガス検知器の警報作動検査(注1) 連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査(注1) パイロットバートナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査(注6)				
				搬送	第十一条第6項(※2) 第十一条第7項(※2)	過加熱防止機構の作動検査(注2) 自動窒素ガス切り替え機構の作動検査(注1) 異常圧逃がし機構の作動検査(注6)				
				漏水	第十二条	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—				
				搬送	第十六条	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目 試験の項目 機能・性能 試験	保全 重要度	保全形式 又は頻度	備考
	設置場所	設備・機器名称		区分	条項番号					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	焼結炉 No.2	—	臨界	第四条第1項	—	作動試験 機能・性能 試験	B	1 2M	今回事象外(注1、注2、注6)
				地震	第四条第2項					
				閉じ込め	第五条					
				火災等	第六条第1項(※2)					
				緊急遮断弁の作動検査(注6)	第十条					
				可燃性ガス検知器の警報作動検査(注1)	第十一条第3項(※2)					
				連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査(注1)	第十一条第5項(※2)					
				パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査(注6)	第十一条第6項(※2)					
				過加熱防止機構の作動検査(注2)	第十一条第7項(※2)					
				自動窒素ガス切り替え機構の作動検査(注1)	第十二条					
				異常圧逃がし機構の作動検査(注6)	第十四条第1項					
				—	第十四条第2項					
				—	第十六条					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅱ	焼結炉 No.3	—	臨界	第四条第1項	—	作動試験 機能・性能 試験	B	1 2M	今回事象外(注1、注2、注6)
				地震	第四条第2項					
				閉じ込め	第五条					
				火災等	第六条第1項(※2)					
				緊急遮断弁の作動検査(注6)	第十条					
				可燃性ガス検知器の警報作動検査(注1)	第十一条第3項(※2)					
				連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査(注1)	第十一条第5項(※2)					
				フレームカーテンの作動状況確認検査(注6)	第十一条第6項(※2)					
				パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査(注6)	第十一条第7項(※2)					
				過加熱防止機構の作動検査(注2)	第十二条					
				自動窒素ガス切り替え機構の作動検査(注1)	第十四条第1項					
				異常圧逃がし機構の作動検査(注6)	第十四条第2項					
				—	第十六条					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	積載装置(1)(2) (焼結炉 No.1 の付属設備)	—	臨界	第四条第1項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験	C	1 2M	今回事象外(注2)
				地震	第四条第2項					
				閉じ込め	第五条					
				火災等	第六条第1項(※2)					
				—	第十条					
				—	第十一条第3項					
				—	第十二条					
				—	第十四条第1項					
				—	第十四条第2項					
				—	第十六条					
				—	—					
				—	—					

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設備・機器名称	積載装置 No.2(1)(2)		区分	条項番号					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 I		積載装置 No.2(1)(2)	—	臨界	第四條第1項 第四條第2項	供給制限インタローックの作動検査(注2)	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)
					地盤	第五條	—				
					閉じ込め	第六條第1項(※2)	—				
					火災等	第十條	—				
					溢水	第十一條第3項	—				
					安全機能	第十二條	—				
					搬送	第十四條第1項 第十四條第2項 第十六條	—				
					臨界	第四條第1項 第四條第2項	供給制限インタローックの作動検査(注2)				
					地盤	第五條	—				
					地盤	第六條第1項(※2)	—				
					閉じ込め	第十條	—				
					火災等	第十一條第3項	—				
					溢水	第十二條	—				
					安全機能	第十四條第1項 第十四條第2項	—				
					搬送	第十六條	—				
					ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 I					
地盤	第五條	—									
地盤	第六條第1項(※2)	設備内風速・負圧の確認検査(注2)									
閉じ込め	第十條	—									
火災等	第十一條第3項	—									
溢水	第十二條	—									
安全機能	第十四條第1項 第十四條第2項	—									
搬送	第十六條	—									
臨界	第四條第1項 第四條第2項	—									
地盤	第五條	—									
地盤	第六條第1項(※2)	設備内風速・負圧の確認検査(注2)									
閉じ込め	第十條	—									
火災等	第十一條第3項	—									
溢水	第十二條	—									
安全機能	第十四條第1項 第十四條第2項	—									
搬送	第十六條	—									
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 II		研糖洗浄装置 No.3	—	臨界	第四條第1項 第四條第2項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注2)
					地盤	第五條	—				
					地盤	第六條第1項(※2)	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
					閉じ込め	第十條	—				
					火災等	第十一條第3項	—				
					溢水	第十二條	—				
					安全機能	第十四條第1項 第十四條第2項	—				
					搬送	第十六條	—				
					臨界	第四條第1項 第四條第2項	—				
					地盤	第五條	—				
					地盤	第六條第1項(※2)	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
					閉じ込め	第十條	—				
					火災等	第十一條第3項	—				
					溢水	第十二條	—				
					安全機能	第十四條第1項 第十四條第2項	—				
					搬送	第十六條	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設備・機器名称	装置		区分	条項番号					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	研磨液ろ過装置 (研磨洗浄装置 No. 1 の付 属設備)	—	臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	供給制限インタロックの作動検査(注2)	—	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)
				地盤	第五条						
				閉じ込め	第六条第1項(※2)						
				火災等	第十一条第3項						
				漏水	第十二条						
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項						
				搬送	第十六条						
				臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	供給制限インタロックの作動検査(注2)					
				地盤	第五条						
				閉じ込め	第六条第1項(※2)						
				火災等	第十一条第3項						
				漏水	第十二条						
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項						
				搬送	第十六条						
				臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	供給制限インタロックの作動検査(注2、注5)					
				ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 II	研磨液ろ過装置 (研磨洗浄装置 No. 3 の付 属設備)					
地盤	第五条										
閉じ込め	第六条第1項(※2)										
火災等	第十一条第3項										
漏水	第十二条										
安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項										
搬送	第十六条										
臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	供給制限インタロックの作動検査(注3)									
地盤	第五条										
閉じ込め	第六条第1項(※2)										
火災等	第十一条第3項										
漏水	第十二条										
安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項										
搬送	第十六条										
臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	供給制限インタロックの作動検査(注3)									
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	粉末投入装置	—				臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	供給制限インタロックの作動検査(注3)	—	作動試験 外観点検
				地盤	第五条						
				閉じ込め	第六条第1項(※2)						
				火災等	第十一条第3項						
				漏水	第十二条						
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項						
				搬送	第十六条						
				臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	供給制限インタロックの作動検査(注3)					
				地盤	第五条						
				閉じ込め	第六条第1項(※2)						
				火災等	第十一条第3項						
				漏水	第十二条						
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項						
				搬送	第十六条						
				臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	供給制限インタロックの作動検査(注3)					
				ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	投入ボックス R I	—	臨界	第四十条第1項 第四十条第2項		
地盤	第五条										
閉じ込め	第六条第1項(※2)										
火災等	第十一条第3項										
漏水	第十二条										
安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項										
搬送	第十六条										
臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	供給制限インタロックの作動検査(注3)									
地盤	第五条										
閉じ込め	第六条第1項(※2)										
火災等	第十一条第3項										
漏水	第十二条										
安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項										
搬送	第十六条										
臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	供給制限インタロックの作動検査(注3)									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	設置場所	設備・機器名称		区分	条項番号					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RI	篩別機RI	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2M	今回対象外(注3)
				地震	第四条第2項					
				閉じ込め	第六条第1項(※2)					
				火災等	第十一条第3項					
				溢水	第十二条					
				安全機能	第十四条第1項					
				搬送	第十四条第2項					
				搬送	第十六条					
				臨界	第四条第1項					
				地震	第四条第2項					
				閉じ込め	第六条第1項(※2)					
				火災等	第十一条第3項					
				溢水	第十二条					
				安全機能	第十四条第1項					
搬送	第十四条第2項									
搬送	第十六条									
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RI	移動装置(混合機RI No.2の付属設備)	—	臨界	第四条第1項	搬送設備の停電時保持能力検査(注3)	機能・性能試験	C	1 2M	今回対象外(注3)
				地震	第四条第2項					
				閉じ込め	第六条第1項(※2)					
				火災等	第十一条第3項					
				溢水	第十二条					
				安全機能	第十四条第1項					
				搬送	第十四条第2項					
				搬送	第十六条					
				臨界	第四条第1項					
				地震	第四条第2項					
				閉じ込め	第六条第1項(※2)					
				火災等	第十一条第3項					
				溢水	第十二条					
				安全機能	第十四条第1項					
搬送	第十四条第2項									
搬送	第十六条									
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RII	粉末缶昇降装置RII	—	臨界	第四条第1項	搬送設備の停電時保持能力検査(注3) パッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験 機能・性能試験	C	1 2M	今回対象外(注2)
				地震	第四条第2項					
				閉じ込め	第六条第1項(※2)					
				火災等	第十一条第3項					
				溢水	第十二条					
				安全機能	第十四条第1項					
				搬送	第十四条第2項					
				搬送	第十六条					
				臨界	第四条第1項					
				地震	第四条第2項					
				閉じ込め	第六条第1項(※2)					
				火災等	第十一条第3項					
				溢水	第十二条					
				安全機能	第十四条第1項					
搬送	第十四条第2項									
搬送	第十六条									
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RII	粉末調整ボックスRII	—	臨界	第四条第1項	搬送設備の停電時保持能力検査(注2) パッチ供給インターロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検	C	1 2M	今回対象外(注2)
				地震	第四条第2項					
				閉じ込め	第六条第1項(※2)					
				火災等	第十一条第3項					
				溢水	第十二条					
				安全機能	第十四条第1項					
				搬送	第十四条第2項					
				搬送	第十六条					
				臨界	第四条第1項					
				地震	第四条第2項					
				閉じ込め	第六条第1項(※2)					
				火災等	第十一条第3項					
				溢水	第十二条					
				安全機能	第十四条第1項					
搬送	第十四条第2項									
搬送	第十六条									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考										
		設備・機器名称	設工認		区分	条項番号															
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅡ	粉砕機RⅡ	—	—	臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	パッチ供給インターロロックの作動検査(注2)	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)										
					地盤	第五条															
					閉じ込め	第六条第1項(※2)															
					火災等	第十一条第3項															
					溢水	第十二条															
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項															
					搬送	第十六条															
					臨界	第四十条第1項 第四十条第2項						パッチ供給インターロロックの作動検査(注2)	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)					
					地盤	第五条															
					閉じ込め	第六条第1項(※2)															
					火災等	第十一条第3項															
					溢水	第十二条															
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項															
					搬送	第十六条															
					臨界	第四十条第1項 第四十条第2項											パッチ供給インターロロックの作動検査(注2)	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)
					地盤	第五条															
閉じ込め	第六条第1項(※2)																				
火災等	第十一条第3項																				
溢水	第十二条																				
安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項																				
搬送	第十六条																				
臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	パッチ供給インターロロックの作動検査(注2)	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)															
地盤	第五条																				
閉じ込め	第六条第1項(※2)																				
火災等	第十一条第3項																				
溢水	第十二条																				
安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項																				
搬送	第十六条																				
臨界	第四十条第1項 第四十条第2項						パッチ供給インターロロックの作動検査(注2)	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)										
地盤	第五条																				
閉じ込め	第六条第1項(※2)																				
火災等	第十一条第3項																				
溢水	第十二条																				
安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項																				
搬送	第十六条																				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設備・機器名称	施設名称		区分	条項番号					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RII	昇降回転リフター	—	—	臨界	第四条第1項	—	機能・性能試験	C	1 2M	今回対象外(注2)
					地盤	第四条第2項	—				
					閉じ込め	第六条第1項(※2)	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					漏水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
					搬送	第十四条第2項	—				
					搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)				
					臨界	第四条第1項	—				
					臨界	第四条第2項	—				
					地盤	第五条	—				
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
					火災等	第十一条第3項	—				
					漏水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
安全機能	第十四条第2項	—									
搬送	第十六条	—									
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RII	ホッパーRII	—	—	臨界	第四条第1項	供給制限インタロックの作動検査(注2)	作動試験	C	1 2M	今回対象外(注2)
					臨界	第四条第2項	—				
					地盤	第五条	—				
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					漏水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
					安全機能	第十四条第2項	—				
					搬送	第十六条	—				
					臨界	第四条第1項	—				
					臨界	第四条第2項	—				
					地盤	第五条	—				
					地震	第六条第1項(※2)	設備内風速・負圧の確認検査(注3)				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
漏水	第十二条	—									
安全機能	第十四条第1項	—									
安全機能	第十四条第2項	—									
搬送	第十六条	—									
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RI	プレスRI	—	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2M	今回対象外(注3)
					臨界	第四条第2項	—				
					地盤	第五条	—				
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					漏水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
					安全機能	第十四条第2項	—				
					搬送	第十六条	—				
					臨界	第四条第1項	—				
					臨界	第四条第2項	—				
					地盤	第五条	—				
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
漏水	第十二条	—									
安全機能	第十四条第1項	—									
安全機能	第十四条第2項	—									
搬送	第十六条	—									
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RII	プレスRII	—	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2M	今回対象外(注2)
					臨界	第四条第2項	—				
					地盤	第五条	—				
					地震	第六条第1項(※2)	—				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
					漏水	第十二条	—				
					安全機能	第十四条第1項	—				
					安全機能	第十四条第2項	—				
					搬送	第十六条	—				
					臨界	第四条第1項	—				
					臨界	第四条第2項	—				
					地盤	第五条	—				
					地震	第六条第1項(※2)	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
					閉じ込め	第十条	—				
					火災等	第十一条第3項	—				
漏水	第十二条	—									
安全機能	第十四条第1項	—									
安全機能	第十四条第2項	—									
搬送	第十六条	—									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所		設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	加工工場	加工工場	設備・機器名称	施設名称		区分	条項番号					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RI	加工工場 ペレット加工室RI	移動装置(プレスRIの付属設備)	移動装置RI	—	臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	供給制限インタロックの作動検査(注3)	作動試験 機能・性能 試験	C	1 2M	今回対象外(注3)
						地盤	第五条					
						閉じ込め	第六条第1項(※2)					
						火災等	第十条					
						漏水	第十一条第3項					
						安全機能	第十二条					
						搬送	第十四条第1項 第十四条第2項					
						臨界	第十六条 第四十条第1項 第四十条第2項	搬送設備の停電時保持能力検査(注3) 供給制限インタロックの作動検査(注2)				
						地盤	第五条					
						閉じ込め	第六条第1項(※2)					
						火災等	第十条					
						漏水	第十一条第3項					
						安全機能	第十二条					
						搬送	第十四条第1項 第十四条第2項					
						臨界	第十六条 第四十条第1項 第四十条第2項	搬送設備の停電時保持能力検査(注3)				
						ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RI	加工工場 ペレット加工室RI				
地盤	第五条											
閉じ込め	第六条第1項(※2)											
火災等	第十条											
漏水	第十一条第3項											
安全機能	第十二条											
搬送	第十四条第1項 第十四条第2項											
臨界	第十六条 第四十条第1項 第四十条第2項	搬送設備の停電時保持能力検査(注3)										
地盤	第五条											
閉じ込め	第六条第1項(※2)											
火災等	第十条											
漏水	第十一条第3項											
安全機能	第十二条											
搬送	第十四条第1項 第十四条第2項											
臨界	第十六条 第四十条第1項 第四十条第2項	搬送設備の停電時保持能力検査(注3)										
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RI	加工工場 ペレット加工室RI	ローラーコンベア No.3	ローラーコンベアRI	—				臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	供給制限インタロックの作動検査(注3)	機能・性能 試験
						地盤	第五条					
						閉じ込め	第六条第1項(※2)					
						火災等	第十条					
						漏水	第十一条第3項					
						安全機能	第十二条					
						搬送	第十四条第1項 第十四条第2項					
						臨界	第十六条 第四十条第1項 第四十条第2項	搬送設備の停電時保持能力検査(注3)				
						地盤	第五条					
						閉じ込め	第六条第1項(※2)					
						火災等	第十条					
						漏水	第十一条第3項					
						安全機能	第十二条					
						搬送	第十四条第1項 第十四条第2項					
						臨界	第十六条 第四十条第1項 第四十条第2項	搬送設備の停電時保持能力検査(注3)				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設工認における施設名称		加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考								
	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分													
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室R I	焼結炉R I No. 1	—	臨界	第四条第1項	—	B	1 2 M	今回対象外(注3)								
				地震	第四条第2項												
				閉じ込め	第五条												
				火災等	第六条第1項(※2)												
				—	第十一条第3項(※2)												
					第十一条第5項(※2)												
					第十一条第6項(※2)												
					第十一条第7項(※2)												
					第十二条												
				溢水	第十四条第1項												
				安全機能	第十四条第2項												
				搬送	第十六条												
				ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室R II					焼結炉R II	—	臨界	第四条第1項	—	B	1 2 M	今回対象外(注1、注2、注6)
												地震	第四条第2項				
												地震	第五条				
												閉じ込め	第六条第1項(※2)				
火災等	第十条																
—	第十一条第3項(※2)																
	第十一条第5項(※2)																
	第十一条第6項(※2)																
	第十一条第7項(※2)																
	第十二条																
溢水	第十四条第1項																
安全機能	第十四条第2項																
搬送	第十六条																
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室R I	積載装置R I	—			臨界	第四条第1項	—	C			1 2 M	今回対象外(注3)				
						地震	第四条第2項										
						地震	第五条										
				閉じ込め	第六条第1項(※2)												
				火災等	第十条												
				溢水	第十一条第3項												
				安全機能	第十二条												
				搬送	第十四条第1項												
					第十四条第2項												
					第十六条												

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目 作動試験	保全 重要度	保全形式 又は頻度	備考
		設備・機器名称	パレット搬送装置 RII (I)		区分	条項番号					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	パレット加工室 RII	パレット搬送装置 RII (I)	—	臨界	第四條第1項 第四條第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)
					地盤	第五條	—				
					閉じ込め	第六條第1項(※2)	—				
					火災等	第十條	—				
					溢水	第十一條第3項	—				
					安全機能	第十二條	—				
					搬送	第十四條第1項 第十四條第2項 第十六條	—				
					臨界	第四條第1項 第四條第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2)				
					地盤	第五條	—				
					閉じ込め	第六條第1項(※2)	—				
					火災等	第十條	—				
					溢水	第十一條第3項	—				
					安全機能	第十二條	—				
					搬送	第十四條第1項 第十四條第2項 第十六條	—				
					臨界	第四條第1項 第四條第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2)				
					ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 RI	パレット加工室 RI				
地盤	第五條	—									
閉じ込め	第六條第1項(※2)	—									
火災等	第十條	—									
溢水	第十一條第3項	設備内風速・負圧の確認検査(注3)									
安全機能	第十二條	—									
搬送	第十四條第1項 第十四條第2項 第十六條	—									
臨界	第四條第1項 第四條第2項	供給制限インターロックの作動検査(注3)									
地盤	第五條	—									
閉じ込め	第六條第1項(※2)	—									
火災等	第十條	—									
溢水	第十一條第3項	—									
安全機能	第十二條	—									
搬送	第十四條第1項 第十四條第2項 第十六條	—									
臨界	第四條第1項 第四條第2項	供給制限インターロックの作動検査(注3)									
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	パレット加工室 RII	研磨洗浄装置 RII	—				臨界	第四條第1項 第四條第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	外観点検
					地盤	第五條	—				
					閉じ込め	第六條第1項(※2)	—				
					火災等	第十條	—				
					溢水	第十一條第3項	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
					安全機能	第十二條	—				
					搬送	第十四條第1項 第十四條第2項 第十六條	—				
					臨界	第四條第1項 第四條第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2)				
					地盤	第五條	—				
					閉じ込め	第六條第1項(※2)	—				
					火災等	第十條	—				
					溢水	第十一條第3項	—				
					安全機能	第十二條	—				
					搬送	第十四條第1項 第十四條第2項 第十六條	—				
					臨界	第四條第1項 第四條第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2)				

表1-2 施設管理実施計画(技術基準との対応整理)

施設区分	設置場所	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考				
		設備・機器名称	装置名		区分	条項番号									
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室R II	研磨液ろ過装置R II	—	—	臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)				
					地震	第五条	—	—	—	—	—	—	—		
					閉じ込め	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—	—		
					火災等	第十一条第3項	—	—	—	—	—	—	—		
					漏水	第十二条	—	—	—	—	—	—	—		
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—	—		
					搬送	第十六条	—	—	—	—	—	—	—		
					臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	—	—	—	—	—		
					地震	第五条	—	—	—	—	—	—	—		
					閉じ込め	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—	—		
					火災等	第十一条第3項	—	—	—	—	—	—	—		
					漏水	第十二条	—	—	—	—	—	—	—		
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—	—		
					搬送	第十六条	—	—	—	—	搬送設備の停電時保持能力検査	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)
					臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	—	—	—	—	—	—	
					地震	第五条	—	—	—	—	—	—	—	—	
閉じ込め	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—	—	—						
火災等	第十一条第3項	—	—	—	—	—	—	—	—						
漏水	第十二条	—	—	—	—	—	—	—	—						
安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—	—	—						
搬送	第十六条	—	—	—	—	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)					
臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
地震	第五条	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
閉じ込め	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
火災等	第十一条第3項	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
漏水	第十二条	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
搬送	第十六条	—	—	—	—	搬送設備の停電時保持能力検査	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)					
臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
地震	第五条	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
閉じ込め	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	設備内風速・負圧の確認検査(注2)	機能・性能試験 外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注2)					
火災等	第十一条第6項(※3)	—	—	—	—	過加熱防止機構の作動検査(注2)	—	—	—	—					
漏水	第十二条	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
搬送	第十六条	—	—	—	—	—	—	—	—	—					

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考			
		設備・機器名称	装置		区分	条項番号								
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	入口ボックス（焙焼炉 No.1 の付属設備）	—	—	臨界	第四條第1項 第四條第2項	供給制限インタロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検	C	1 2M	今回対象外(注2)			
					地盤	第五條	—	—	—	—	—	—	—	—
					閉じ込め	第六條第1項(※2)	設備内風速・負圧の確認検査(注2)	—	—	—	—	—	—	—
					火災等	第十一條第3項	—	—	—	—	—	—	—	—
					漏水	第十二條	—	—	—	—	—	—	—	—
					安全機能	第十四條第1項 第十四條第2項	—	—	—	—	—	—	—	—
					搬送	第十六條	—	—	—	—	—	—	—	—
					臨界	第四條第1項 第四條第2項	—	—	—	—	—	—	—	—
					地盤	第五條	—	—	—	—	—	—	—	—
					閉じ込め	第六條第1項(※2)	設備内風速・負圧の確認検査(注2)	—	—	—	—	—	—	—
					火災等	第十一條第3項	—	—	—	—	—	—	—	—
					漏水	第十二條	—	—	—	—	—	—	—	—
					安全機能	第十四條第1項 第十四條第2項	—	—	—	—	—	—	—	—
					搬送	第十六條	—	—	—	—	—	—	—	—
					臨界	第四條第1項 第四條第2項	供給制限インタロックの作動検査(注2)	—	—	—	—	—	—	—
					地盤	第五條	—	—	—	—	—	—	—	—
閉じ込め	第六條第1項(※2)	設備内風速・負圧の確認検査(注2)	—	—	—	—	—	—	—					
火災等	第十一條第3項	—	—	—	—	—	—	—	—					
漏水	第十二條	—	—	—	—	—	—	—	—					
安全機能	第十四條第1項 第十四條第2項	—	—	—	—	—	—	—	—					
搬送	第十六條	—	—	—	—	—	—	—	—					
臨界	第四條第1項 第四條第2項	—	—	—	—	—	—	—	—					
地盤	第五條	—	—	—	—	—	—	—	—					
閉じ込め	第六條第1項(※2)	過加熱防止機構の作動検査	—	—	—	—	—	—	—					
火災等	第十一條第6項(※2)	—	—	—	—	—	—	—	—					
漏水	第十二條	—	—	—	—	—	—	—	—					
安全機能	第十四條第1項 第十四條第2項	—	—	—	—	—	—	—	—					
搬送	第十六條	—	—	—	—	—	—	—	—					
臨界	第四條第1項 第四條第2項	—	—	—	—	—	—	—	—					
地盤	第五條	—	—	—	—	—	—	—	—					
閉じ込め	第六條第1項(※2)	設備内風速・負圧の確認検査	—	—	—	—	—	—	—					
火災等	第十一條第3項	—	—	—	—	—	—	—	—					
漏水	第十二條	—	—	—	—	—	—	—	—					
安全機能	第十四條第1項 第十四條第2項	—	—	—	—	—	—	—	—					
搬送	第十六條	—	—	—	—	—	—	—	—					
臨界	第四條第1項 第四條第2項	—	—	—	—	—	—	—	—					
地盤	第五條	—	—	—	—	—	—	—	—					
閉じ込め	第六條第1項(※2)	設備内風速・負圧の確認検査	—	—	—	—	—	—	—					
火災等	第十一條第3項	—	—	—	—	—	—	—	—					
漏水	第十二條	—	—	—	—	—	—	—	—					
安全機能	第十四條第1項 第十四條第2項	—	—	—	—	—	—	—	—					
搬送	第十六條	—	—	—	—	—	—	—	—					

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設備・機器名称	機器名		区分	条項番号					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室II	出口ボックス（焙焼炉 No.2の付属設備）	—	—	臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	供給制限インタロックの作動検査	作動試験 外観点検	C	1 2M	
					地盤	第五条					
					閉じ込め	第六条第1項（※2）					
					火災等	第十一条第3項					
					漏水	第十二条					
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
					搬送	第十六条					
					臨界	第四十条第1項 第四十条第2項					
					地盤	第五条					
					閉じ込め	第六条第1項（※2）					
					火災等	第十一条第6項（※3）					
					漏水	第十二条					
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
					搬送	第十六条					
					臨界	第四十条第1項 第四十条第2項					
					ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室I	入口ボックス（焙焼炉 No.3の付属設備）	—	—	臨界	第四十条第1項 第四十条第2項
地盤	第五条										
閉じ込め	第六条第1項（※2）										
火災等	第十一条第3項										
漏水	第十二条										
安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項										
搬送	第十六条										
臨界	第四十条第1項 第四十条第2項										
地盤	第五条										
閉じ込め	第六条第1項（※2）										
火災等	第十一条第3項										
漏水	第十二条										
安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項										
搬送	第十六条										
臨界	第四十条第1項 第四十条第2項										
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室I	出口ボックス（焙焼炉 No.3の付属設備）	—	—						臨界	第四十条第1項 第四十条第2項
					地盤	第五条					
					閉じ込め	第六条第1項（※2）					
					火災等	第十一条第3項					
					漏水	第十二条					
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
					搬送	第十六条					
					臨界	第四十条第1項 第四十条第2項					
					地盤	第五条					
					閉じ込め	第六条第1項（※2）					
					火災等	第十一条第3項					
					漏水	第十二条					
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
					搬送	第十六条					
					臨界	第四十条第1項 第四十条第2項					
					ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室II	焙焼炉 No.4	—	—	臨界	第四十条第1項 第四十条第2項
地盤	第五条										
閉じ込め	第六条第1項（※2）										
火災等	第十一条第6項（※3）										
漏水	第十二条										
安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項										
搬送	第十六条										
臨界	第四十条第1項 第四十条第2項										
地盤	第五条										
閉じ込め	第六条第1項（※2）										
火災等	第十一条第6項（※3）										
漏水	第十二条										
安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項										
搬送	第十六条										
臨界	第四十条第1項 第四十条第2項										

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考								
		設備・機器名称	入口ボックス(焙焼炉 No.4の付属設備)		区分	条項番号													
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅡ	—	—	—	臨界	第四條第1項 第四條第2項	供給制限インタローロックの作動検査	作動試験 外観点検	C	1 2M									
					地盤	第五條	—												
					閉じ込め	第六條第1項(※2)	—												
					火災等	第十一條第3項	設備内風速・負圧の確認検査												
					漏水	第十二條	—												
					安全機能	第十四條第1項 第十四條第2項	—												
					搬送	第十六條	—												
					臨界	第四條第1項 第四條第2項	供給制限インタローロックの作動検査												
					地盤	第五條	—												
					閉じ込め	第六條第1項(※2)	—												
					火災等	第十一條第3項	設備内風速・負圧の確認検査												
					漏水	第十二條	—												
					安全機能	第十四條第1項 第十四條第2項	—												
					搬送	第十六條	—												
					ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅡ	—					焙焼炉 No.5	臨界	第四條第1項 第四條第2項	供給制限インタローロックの作動検査(注2)	機能・性能 試験	C	1 2M	今回対象外(注2)
													地盤	第五條	—				
閉じ込め	第六條第1項(※2)	—																	
火災等	第十一條第6項(※2)	過加熱防止機構の作動検査(注2)																	
漏水	第十二條	—																	
安全機能	第十四條第1項 第十四條第2項	—																	
搬送	第十六條	—																	
臨界	第四條第1項 第四條第2項	供給制限インタローロックの作動検査(注2)																	
地盤	第五條	—																	
閉じ込め	第六條第1項(※2)	—																	
火災等	第十一條第3項	設備内風速・負圧の確認検査(注2)																	
漏水	第十二條	—																	
安全機能	第十四條第1項 第十四條第2項	—																	
搬送	第十六條	—																	
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅡ	—	粉末取扱ボックス No.2	臨界				第四條第1項 第四條第2項	供給制限インタローロックの作動検査(注2)	作動試験 外観点検	C		1 2M	今回対象外(注2)					
				地盤				第五條	—										
				閉じ込め	第六條第1項(※2)	—													
				火災等	第十一條第3項	設備内風速・負圧の確認検査(注2)													
				漏水	第十二條	—													
				安全機能	第十四條第1項 第十四條第2項	—													
				搬送	第十六條	—													
				臨界	第四條第1項 第四條第2項	バッチ供給インタローロックの作動検査													
				地盤	第五條	—													
				閉じ込め	第六條第1項(※2)	—													
				火災等	第十一條第3項	—													
				漏水	第十二條	—													
				安全機能	第十四條第1項 第十四條第2項	—													
				搬送	第十六條	搬送設備の停電時保持能力検査													
				ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室I	—	スクラップ昇降装置 No.1	臨界	第四條第1項 第四條第2項			バッチ供給インタローロックの作動検査			作動試験 機能・性能 試験	C	1 2M		
								地盤	第五條			—							
閉じ込め	第六條第1項(※2)	—																	
火災等	第十一條第3項	—																	
漏水	第十二條	—																	
安全機能	第十四條第1項 第十四條第2項	—																	
搬送	第十六條	—																	

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考						
		設備・機器名称	投入ボックス		区分	条項番号											
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	スクラップ投入ボックス No.1	—	臨界	第四条第1項	パッチ供給インターロックの作動検査	—	作動試験 外観点検	C	1 2M							
				地盤	第五条												
				閉じ込め	第六条第1項（※2）												
				火災等	第十一条第3項												
				漏水	第十二条												
				安全機能	第十四条第1項												
				搬送	第十四条第2項												
				搬送	第十六条												
				臨界	第四条第1項							パッチ供給インターロックの作動検査	—	作動試験	C	1 2M	
				地盤	第五条												
				閉じ込め	第六条第1項（※2）												
				火災等	第十一条第3項												
				漏水	第十二条												
				安全機能	第十四条第1項												
				搬送	第十四条第2項												
				搬送	第十六条												
臨界	第四条第1項	パッチ供給インターロックの作動検査	—	作動試験 機能・性能 試験	C	1 2M											
地盤	第五条																
閉じ込め	第六条第1項（※2）																
火災等	第十一条第3項																
漏水	第十二条																
安全機能	第十四条第1項																
搬送	第十四条第2項																
搬送	第十六条																
臨界	第四条第1項							パッチ供給インターロックの作動検査	—	作動試験 外観点検	C	1 2M					
地盤	第五条																
閉じ込め	第六条第1項（※2）																
火災等	第十一条第3項																
漏水	第十二条																
安全機能	第十四条第1項																
搬送	第十四条第2項																
搬送	第十六条																
臨界	第四条第1項	パッチ供給インターロックの作動検査	—	作動試験 外観点検	C	1 2M											
地盤	第五条																
閉じ込め	第六条第1項（※2）																
火災等	第十一条第3項																
漏水	第十二条																
安全機能	第十四条第1項																
搬送	第十四条第2項																
搬送	第十六条																

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設備・機器名称	粉未作業ボックスNo.3		区分	条項番号					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	—	—	—	臨界	第四條第1項 第四條第2項	供給制限インターロックの作動検査	作動試験 外観点検	C	1 2M	
					地盤	第五條	—				
					閉じ込め	第六條第1項(※2)	—				
					火災等	第十一條第3項	設備内風速・負圧の確認検査				
					溢水	第十二條	—				
					安全機能	第十四條第1項 第十四條第2項	—				
					搬送	第十六條	—				
					臨界	第四條第1項 第四條第2項	供給制限インターロックの作動検査(注3)				
					地盤	第五條	—				
					地震	第六條第1項(※2)	—				
					閉じ込め	第十一條第3項	設備内風速・負圧の確認検査(注3)				
					火災等	第十二條	—				
					溢水	第十四條第1項 第十四條第2項	—				
					安全機能	第十六條	—				
					搬送	第四條第1項 第四條第2項	供給制限インターロックの作動検査				
					ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅱ	—				
地盤	第五條	—									
地震	第六條第1項(※2)	—									
閉じ込め	第十一條第3項	設備内風速・負圧の確認検査									
火災等	第十二條	—									
溢水	第十四條第1項 第十四條第2項	—									
安全機能	第十六條	—									
搬送	第四條第1項 第四條第2項	供給制限インターロックの作動検査									
地盤	第五條	—									
地震	第六條第1項(※2)	—									
閉じ込め	第十一條第3項	設備内風速・負圧の確認検査									
火災等	第十二條	—									
溢水	第十四條第1項 第十四條第2項	—									
安全機能	第十六條	—									
搬送	第四條第1項 第四條第2項	供給制限インターロックの作動検査									
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅱ	—	—	—				臨界	第四條第1項 第四條第2項	供給制限インターロックの作動検査	作動試験 外観点検
					地盤	第五條	—				
					地震	第六條第1項(※2)	—				
					閉じ込め	第十一條第3項	設備内風速・負圧の確認検査				
					火災等	第十二條	—				
					溢水	第十四條第1項 第十四條第2項	—				
					安全機能	第十六條	—				
					搬送	第四條第1項 第四條第2項	供給制限インターロックの作動検査				
					地盤	第五條	—				
					地震	第六條第1項(※2)	—				
					閉じ込め	第十一條第3項	設備内風速・負圧の確認検査				
					火災等	第十二條	—				
					溢水	第十四條第1項 第十四條第2項	—				
					安全機能	第十六條	—				
					搬送	第四條第1項 第四條第2項	供給制限インターロックの作動検査				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	設置場所	設備・機器名称		区分	条項番号					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室R I	粉末取扱ボックス No.2	—	臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	供給制限インタロックの作動検査(注3)	作動試験 外観点検	C	1 2M	今回対象外(注3)
				地盤	第五条					
				地震	第六条第1項(※2)					
				閉じ込め	第十条					
				火災等	第十一条第3項					
				溢水	第十二条					
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
				搬送	第十六条					
				臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	供給制限インタロックの作動検査				
				地盤	第五条					
				地震	第六条第1項(※2)					
				閉じ込め	第十条					
				火災等	第十一条第3項					
				溢水	第十二条					
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
				搬送	第十六条					
ハ、成型施設	加工工場 粉末調整室	リフターNo.3	—	臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	供給制限インタロックの作動検査(注3)	作動試験 機能・性能 試験	C	1 2M	今回対象外(注3)
				地盤	第五条					
				地震	第六条第1項(※2)					
				閉じ込め	第十条					
				火災等	第十一条第3項					
				溢水	第十二条					
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
				搬送	第十六条					
				臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	供給制限インタロックの作動検査(注3)				
				地盤	第五条					
				地震	第六条第1項(※2)					
				閉じ込め	第十条					
				火災等	第十一条第3項					
				溢水	第十二条					
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
				搬送	第十六条					
ハ、成型施設	加工工場 粉末調整室	粉末投入ボックス	—	臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	搬送設備の停電時保持能力検査(注3) 供給制限インタロックの作動検査(注3)	作動試験 外観点検	C	1 2M	今回対象外(注3)
				地盤	第五条					
				地震	第六条第1項(※2)					
				閉じ込め	第十条					
				火災等	第十一条第3項					
				溢水	第十二条					
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
				搬送	第十六条					
				臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	供給制限インタロックの作動検査(注3)				
				地盤	第五条					
				地震	第六条第1項(※2)					
				閉じ込め	第十条					
				火災等	第十一条第3項					
				溢水	第十二条					
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
				搬送	第十六条					
ハ、成型施設	加工工場 粉末調整室	昇降装置	—	臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	供給制限インタロックの作動検査(注3)	機能・性能 試験	C	1 2M	今回対象外(注3)
				地盤	第五条					
				地震	第六条第1項(※2)					
				閉じ込め	第十条					
				火災等	第十一条第3項					
				溢水	第十二条					
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
				搬送	第十六条					
				臨界	第四十条第1項 第四十条第2項	供給制限インタロックの作動検査(注3)				
				地盤	第五条					
				地震	第六条第1項(※2)					
				閉じ込め	第十条					
				火災等	第十一条第3項					
				溢水	第十二条					
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
				搬送	第十六条					

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	設置場所	設備・機器名称		区分	条項番号					
ハ、成型施設	加工工場 粉末調整室	昇降装置ブロード	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注3)
				地盤	第四条第2項					
				閉じ込め	第六条第1項(※2)					
				火災等	第十一条第3項					
				漏水	第十二条					
				安全機能	第十四条第1項					
				搬送	第十四条第2項					
				第十六条	—					
				臨界	第四条第1項					
				地盤	第四条第2項					
				閉じ込め	第六条第1項(※2)					
				火災等	第十一条第3項					
				漏水	第十二条					
				安全機能	第十四条第1項					
				搬送	第十四条第2項					
				第十六条	—					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	洗浄処理設備 No. 1	—	臨界	第四条第1項	供給制限インタロックの作動検査(注3)	作動試験 外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注3)
				地盤	第四条第2項					
				閉じ込め	第六条第1項(※2)					
				火災等	第十一条第3項					
				漏水	第十二条					
				安全機能	第十四条第1項					
				搬送	第十四条第2項					
				第十六条	—					
				臨界	第四条第1項					
				地盤	第四条第2項					
				閉じ込め	第六条第1項(※2)					
				火災等	第十一条第3項					
				漏水	第十二条					
				安全機能	第十四条第1項					
				搬送	第十四条第2項					
				第十六条	—					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	洗浄処理設備 R I	—	臨界	第四条第1項	供給制限インタロックの作動検査(注3)	作動試験 外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注3)
				地盤	第四条第2項					
				閉じ込め	第六条第1項(※2)					
				火災等	第十一条第3項					
				漏水	第十二条					
				安全機能	第十四条第1項					
				搬送	第十四条第2項					
				第十六条	—					
				臨界	第四条第1項					
				地盤	第四条第2項					
				閉じ込め	第六条第1項(※2)					
				火災等	第十一条第3項					
				漏水	第十二条					
				安全機能	第十四条第1項					
				搬送	第十四条第2項					
				第十六条	—					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 R II	洗浄処理設備 R II	—	臨界	第四条第1項	供給制限インタロックの作動検査(注3)	作動試験 外観点検	C	1 2 M	今回対象外(注3)
				地盤	第四条第2項					
				閉じ込め	第六条第1項(※2)					
				火災等	第十一条第3項					
				漏水	第十二条					
				安全機能	第十四条第1項					
				搬送	第十四条第2項					
				第十六条	—					
				臨界	第四条第1項					
				地盤	第四条第2項					
				閉じ込め	第六条第1項(※2)					
				火災等	第十一条第3項					
				漏水	第十二条					
				安全機能	第十四条第1項					
				搬送	第十四条第2項					
				第十六条	—					

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		設備・機器名称	装置		区分	条項番号					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室I	スタック乾燥装置 No.1	—	臨界	第四条第1項	—	—	機能・性能試験	C	1 2 M	今回対象外(注3)
				地震	第四条第2項						
				閉じ込め	第六条第1項(※2)						
				火災等	第十一条第6項						
				漏水	第十二条						
				安全機能	第十四条第1項						
				搬送	第十四条第2項						
				第十六条	—						
				臨界	第四条第1項						
				地震	第四条第2項						
				閉じ込め	第六条第1項(※2)						
				火災等	第十一条第6項						
				漏水	第十二条						
				安全機能	第十四条第1項						
				搬送	第十四条第2項						
				ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室II						
地震	第四条第2項										
閉じ込め	第六条第1項(※2)										
火災等	第十一条第6項										
漏水	第十二条										
安全機能	第十四条第1項										
搬送	第十四条第2項										
第十六条	—										
臨界	第四条第1項										
地震	第四条第2項										
閉じ込め	第六条第1項(※2)										
火災等	第十一条第3項										
漏水	第十二条										
安全機能	第十四条第1項										
搬送	第十四条第2項										
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室I	ウラン運搬台車(マガジン ン移載台車)	—			臨界	第四条第1項	—	搬送設備の停電時保持能力検査(注3)	機能・性能試験	C
				地震	第四条第2項						
				閉じ込め	第十条						
				火災等	第十一条第3項						
				漏水	第十二条						
				安全機能	第十四条第1項						
				搬送	第十四条第2項						
				第十六条	—						
				臨界	第四条第1項						
				地震	第四条第2項						
				閉じ込め	第十条						
				火災等	第十一条第3項						
				漏水	第十二条						
				安全機能	第十四条第1項						
				搬送	第十四条第2項						
				ニ、被覆施設	加工工場 組立室	燃料棒移載装置 No.1	—				
地震	第四条第2項										
閉じ込め	第六条第1項(※2)										
火災等	第十一条第3項										
漏水	第十二条										
安全機能	第十四条第1項										
搬送	第十四条第2項										
第十六条	—										
臨界	第四条第1項										
地震	第四条第2項										
閉じ込め	第六条第1項(※2)										
火災等	第十一条第3項										
漏水	第十二条										
安全機能	第十四条第1項										
搬送	第十四条第2項										

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設工認における施設名称		加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考				
		設備・機器名称	機器名	区分	条項番号									
二、被覆施設	加工工場 組立室	燃料棒移動装置 No.2	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2、注5)	作動試験	C	1 2M	今回対象外(注2、注5)				
				地盤	第五条									
				地震	第六条第1項(※2)									
				閉じ込め	第十条									
				火災等	第十一条第3項									
				溢水	第十二条									
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項									
				搬送	第十六条									
				二、被覆施設	加工工場 組立室	燃料棒移動装置 No.3	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2、注5)	作動試験	C	1 2M	今回対象外(注2、注5)
								地盤	第五条					
								地震	第六条第1項(※2)					
								閉じ込め	第十条					
								火災等	第十一条第3項					
								溢水	第十二条					
								安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
								搬送	第十六条					
二、被覆施設	加工工場 組立室	燃料棒運搬台車(ラックマスタ)	—					臨界	第四条第1項 第四条第2項	搬送設備の停電時保持能力検査	機能・性能試験	C	1 2M	
								地盤	第五条					
								地震	第六条第1項(※2)					
								閉じ込め	第十条					
								火災等	第十一条第3項					
								溢水	第十二条					
								安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
								搬送	第十六条					
				ホ、組立施設	加工工場 組立室	天井走行クレーン	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	搬送設備の停電時保持能力検査	機能・性能試験	C	1 2M	
								地盤	第五条					
								地震	第六条第1項(※2)					
								閉じ込め	第十条					
								火災等	第十一条第3項					
								溢水	第十二条					
								安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
								搬送	第十六条					
ホ、組立施設	加工工場 組立室	容量0.45t付属クレーン	—					臨界	第四条第1項 第四条第2項	搬送設備の停電時保持能力検査	機能・性能試験	C	1 2M	
								地盤	第五条					
								地震	第六条第1項(※2)					
								閉じ込め	第十条					
								火災等	第十一条第3項					
								溢水	第十二条					
								安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項					
								搬送	第十六条					

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	設置場所	設備・機器名称		区分	条項番号					
ハ、貯蔵施設	加工工場 搬出入室 I	クレーン	—	臨界	第四条第1項	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)	機能・性能 試験	C	1 2M	今回対象外(注2)
				地盤	第四条第2項					
				地震	第五条					
				閉じ込め	第六条第1項(※2)					
				火災等	第十条					
				漏水	第十一条第3項					
				安全機能	第十二条					
				搬送	第十四条第1項					
					第十四条第2項					
					第十六条					
					第四条第1項					
					第四条第2項					
					第五条					
					第六条第1項(※2)					
					第十条					
					第十一条第3項					
	第十二条									
	第十四条第1項									
	第十四条第2項									
	第十六条									
	第四条第1項									
	第四条第2項									
	第五条									
	第六条第1項(※2)									
	第十条									
	第十一条第3項									
	第十二条									
	第十四条第1項									
	第十四条第2項									
	第十六条									
	第四条第1項									
	第四条第2項									
	第五条									
	第六条第1項(※2)									
	第十条									
	第十一条第3項									
	第十二条									
	第十四条第1項									
	第十四条第2項									
	第十六条									
	第四条第1項									
	第四条第2項									
	第五条									
	第六条第1項(※2)									
	第十条									
	第十一条第3項									
	第十二条									
	第十四条第1項									
	第十四条第2項									
	第十六条									
	第四条第1項									
	第四条第2項									
	第五条									
	第六条第1項(※2)									
	第十条									
	第十一条第3項									
	第十二条									
	第十四条第1項									
	第十四条第2項									
	第十六条									
	第四条第1項									
	第四条第2項									
	第五条									
	第六条第1項(※2)									
	第十条									
	第十一条第3項									
	第十二条									
	第十四条第1項									
	第十四条第2項									
	第十六条									
	第四条第1項									
	第四条第2項									
	第五条									
	第六条第1項(※2)									
	第十条									
	第十一条第3項									
	第十二条									
	第十四条第1項									
	第十四条第2項									
	第十六条									
	第四条第1項									
	第四条第2項									
	第五条									
	第六条第1項(※2)									
	第十条									
	第十一条第3項									
	第十二条									
	第十四条第1項									
	第十四条第2項									
	第十六条									
	第四条第1項									
	第四条第2項									
	第五条									
	第六条第1項(※2)									
	第十条									
	第十一条第3項									
	第十二条									
	第十四条第1項									
	第十四条第2項									
	第十六条									
	第四条第1項									
	第四条第2項									
	第五条									
	第六条第1項(※2)									
	第十条									
	第十一条第3項									
	第十二条									
	第十四条第1項									
	第十四条第2項									
	第十六条									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	設置場所	設備・機器名称		区分	条項番号					
ハ、貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室VI	ハンドクレーンNo.1	—	臨界	第四条第1項	搬送設備の停電時保持能力検査	機能・性能 試験	C	1 2M	
				地盤	第四条第2項					
				地震	第五条					
				閉じ込め	第六条第1項（※2）					
				火災等	第十一条第3項					
				漏水	第十二条					
				安全機能	第十四条第1項					
					第十四条第2項					
				搬送	第十六条					
				臨界	第四条第1項					
				地盤	第四条第2項					
				地震	第五条					
				閉じ込め	第六条第1項（※2）					
				火災等	第十一条第3項					
漏水	第十二条									
安全機能	第十四条第1項									
	第十四条第2項									
搬送	第十六条									
臨界	第四条第1項									
地盤	第四条第2項									
地震	第五条									
閉じ込め	第六条第1項（※2）									
火災等	第十一条第3項									
漏水	第十二条									
安全機能	第十四条第1項									
	第十四条第2項									
搬送	第十六条									
臨界	第四条第1項									
地盤	第四条第2項									
地震	第五条									
閉じ込め	第六条第1項（※2）									
火災等	第十一条第3項									
漏水	第十二条									
安全機能	第十四条第1項									
	第十四条第2項									
搬送	第十六条									
臨界	第四条第1項									
地盤	第四条第2項									
地震	第五条									
閉じ込め	第六条第1項（※2）									
火災等	第十一条第3項									
漏水	第十二条									
安全機能	第十四条第1項									
	第十四条第2項									
搬送	第十六条									
臨界	第四条第1項									
地盤	第四条第2項									
地震	第五条									
閉じ込め	第六条第1項（※2）									
火災等	第十一条第3項									
漏水	第十二条									
安全機能	第十四条第1項									
	第十四条第2項									
搬送	第十六条									
臨界	第四条第1項									
地盤	第四条第2項									
地震	第五条									
閉じ込め	第六条第1項（※2）									
火災等	第十一条第3項									
漏水	第十二条									
安全機能	第十四条第1項									
	第十四条第2項									
搬送	第十六条									
臨界	第四条第1項									
地盤	第四条第2項									
地震	第五条									
閉じ込め	第六条第1項（※2）									
火災等	第十一条第3項									
漏水	第十二条									
安全機能	第十四条第1項									
	第十四条第2項									
搬送	第十六条									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	設置場所	設備・機器名称		区分	条項番号					
ハ、貯蔵施設	加工工場 入出荷ヤード	天井走行クレーン	—	臨界	第四条第1項	搬送設備の停電時保持能力検査	機能・性能 試験	C	1 2M	
				地震	第四条第2項					
				閉じ込め	第六条第1項（※2）					
				火災等	第十一条第3項					
				溢水	第十二条					
				安全機能	第十四条第1項					
				搬送	第十四条第2項					
				臨界	第十六条					
				地震	第四条第1項					
				閉じ込め	第四条第2項					
				火災等	第五条					
				溢水	第六条第1項（※2）					
				安全機能	第十条					
				搬送	第十一条第3項					
				臨界	第十二条					
				ハ、貯蔵施設	加工工場 集合体貯蔵エリアI					
地震	第四条第2項									
閉じ込め	第五条									
火災等	第六条第1項（※2）									
溢水	第十条									
安全機能	第十一条第3項									
搬送	第十二条									
臨界	第十四条第1項									
地震	第十四条第2項									
閉じ込め	第十六条									
火災等	第四条第1項									
溢水	第四条第2項									
安全機能	第五条									
搬送	第六条第1項（※2）									
臨界	第十条									
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物倉庫II 廃棄物貯蔵室IV	天井走行クレーン	—			臨界	第四条第1項	搬送設備の停電時保持能力検査	機能・性能 試験	C
				地震	第四条第2項					
				閉じ込め	第六条第1項（※2）					
				火災等	第十条					
				溢水	第十一条第3項					
				安全機能	第十二条					
				搬送	第十四条第1項					
				臨界	第十四条第2項					
				地震	第十六条					
				閉じ込め	第四条第1項					
				火災等	第四条第2項					
				溢水	第五条					
				安全機能	第六条第1項（※2）					
				搬送	第十条					
				臨界	第十一条第3項					
				地震	第十二条					
閉じ込め	第十四条第1項									
火災等	第十四条第2項									
溢水	第十六条									
安全機能	搬送設備の停電時保持能力検査									
搬送	搬送設備の停電時保持能力検査									

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	設置場所	設備・機器名称		区分	条項番号					
ト、放射性的廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 炉室	焼却炉	—	臨界	第四条第1項	—	作動試験 機能・性能 試験	B	1 2M	今回対象外(注1、注2、注6)
				地盤	第四条第2項	—				
				閉じ込め	第五条	—				
				火災等	第六条第1項(※2)	—				
					第十条	—				
					第十一条第1項(※2)	—				
					第十一条第3項(※2)	緊急遮断弁の作動検査(注6)				
					第十一条第5項(※2)	可燃性ガス検知器の警報作動検査(注1)				
					第十一条第6項(※2)	過加熱防止機構の作動検査(注2)				
					第十一条第7項(※2)	異常圧逃がし機構の作動検査(注6)				
					第十二条	失火検知機構の作動検査(注6)				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第十六条	—				
ト、放射性的廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 炉室	焼却灰充填装置	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2M	今回対象外(注2)
				地盤	第四条第2項	—				
				閉じ込め	第五条	—				
				火災等	第六条第1項(※2)	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
				溢水	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第十六条	—				
					第四条第1項	—				
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)				
ト、放射性的廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 炉室	セラミックフィルタ灰充填装置	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2M	今回対象外(注2)
				地盤	第四条第2項	—				
				閉じ込め	第五条	—				
				火災等	第六条第1項(※2)	—				
				溢水	第十一条第3項	—				
				安全機能	第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第十六条	—				
					第四条第1項	—				
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
					第十条	設備内風速・負圧の確認検査				
ト、放射性的廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 廃棄物処理室II	廃棄物取扱ボックス	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	C	1 2M	
				地盤	第四条第2項	—				
				閉じ込め	第五条	—				
				火災等	第六条第1項(※2)	—				
				溢水	第十条	設備内風速・負圧の確認検査				
				安全機能	第十一条第3項	—				
					第十二条	—				
					第十四条第1項	—				
					第十四条第2項	—				
					第十六条	—				
					第四条第1項	—				
					第四条第2項	—				
					第五条	—				
					第六条第1項(※2)	—				
	第十条	設備内風速・負圧の確認検査								

表1-2 施設管理実施工画（技術基準との対応整理）

施設区分	設工認における施設名称		加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分					
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 廃棄物処理室Ⅱ	切断式解体装置（ファイルタ振動装置）	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	1 2M	
				地震	第四条第2項				
				地震	第五条				
				閉じ込め	第六条第1項（※2）				
				火災等	第十条				
				漏水	第十一条第3項				
				安全機能	第十二条				
					第十四条第1項				
					第十四条第2項				
					第十六条				
					第十六条				
					第四条第1項				
					第四条第2項				
					第五条				
					第六条第1項（※2）				
					第十条				
	第十一条第3項								
	第十二条								
	第十四条第1項								
	第十四条第2項								
	第十六条								
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 廃棄物処理室Ⅱ	切断式解体装置（ファイルタ解体装置）	—	臨界	第四条第1項	—	外観点検	1 2M	
				地震	第四条第2項				
				地震	第五条				
				閉じ込め	第六条第1項（※2）				
				火災等	第十条				
				漏水	第十一条第3項				
				安全機能	第十二条				
					第十四条第1項				
					第十四条第2項				
					第十六条				
					第十六条				
					第四条第1項				
					第四条第2項				
					第五条				
					第六条第1項（※2）				
					第十条				
	第十一条第3項								
	第十二条								
	第十四条第1項								
	第十四条第2項								
	第十六条								

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分		設置場所		設工認における施設名称		機器名		加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目		保全重要度		保全形式又は頻度		備考		
加工工場		廃液処理		設備・機器名称		凝集沈殿槽 No.1		区分		条項番号		放射能液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査		外観点検		C				
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 室	廃液処理	設備・機器名称	凝集沈殿槽 No.1	区分	第五条	地震	放射能液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査	C	1 2 M										
						第六条第1項(※2)	地震	放射能液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査												
						第十条	閉じ込め	放射能液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査												
						第十二条第3項	火災等	放射能液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査												
						第十二条	溢水	放射能液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査												
						第十四条第1項	安全機能	放射能液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査												
						第十四条第2項	警報	放射能液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査												
						第十八条第1項	警報	放射能液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査												
						第二十条	廃棄	放射能液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査												
						第五条	地震	放射能液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査												
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 室	廃液処理	設備・機器名称	凝集沈殿槽 No.2	区分	第六条第1項(※2)	地震	放射能液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査	C	1 2 M										
						第十条	閉じ込め	放射能液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査												
						第十二条	火災等	放射能液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査												
						第十二条	溢水	放射能液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査												
						第十四条第1項	安全機能	放射能液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査												
						第十四条第2項	警報	放射能液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査												
						第十八条第1項	警報	放射能液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査												
						第二十条	廃棄	放射能液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査												
						第五条	地震	放射能液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査												
						第六条第1項(※2)	地震	放射能液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査												
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 室	廃液処理	設備・機器名称	集水槽 No.1	区分	第十条	閉じ込め	放射能液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査 設備内風速・負圧の確認検査	C	1 2 M										
						第十二条	火災等	放射能液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査												
						第十四条第1項	安全機能	放射能液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査												
						第十四条第2項	警報	放射能液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査												
						第十八条第1項	警報	放射能液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査												
						第二十条	廃棄	放射能液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査												
						第五条	地震	放射能液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査												
						第六条第1項(※2)	地震	放射能液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査												
						第十条	閉じ込め	放射能液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査												
						第十二条	火災等	放射能液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査												

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	設置場所	設備・機器名称		区分	条項番号					
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 室	廃液処理	排液貯留設備	集水槽 No.2	区画	第五条	—	C	1 2 M	
					地震	第六条第1項(※2)	—			
					閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査			
					火災等	第十一条第3項	—			
					溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査			
					安全機能	第十四条第1項	—			
					警報	第十四条第2項	—			
						第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査			
						第二十条	—			
						第五条	—			
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 室	廃液処理	排液貯留設備	排液貯槽 No.1	区画	第六条第1項(※2)	—	C	1 2 M	
					地震	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査			
					閉じ込め	第十一条第3項	—			
					火災等	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査			
					溢水	第十四条第1項	—			
					安全機能	第十四条第2項	—			
					警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査			
						第二十条	液体廃棄設備の処理能力検査			
						第五条	—			
						第六条第1項(※2)	—			
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 室	廃液処理	排液貯留設備	排液貯槽 No.2	区画	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査	C	1 2 M	
					地震	第十一条第3項	—			
					閉じ込め	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査			
					火災等	第十四条第1項	—			
					溢水	第十四条第2項	—			
					安全機能	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査			
					警報	第二十条	液体廃棄設備の処理能力検査			
						第五条	—			
						第六条第1項(※2)	—			
						第十条	—			
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 室	廃液処理	排液貯留設備	排液貯槽 No.3	区画	第五条	—	C	1 2 M	
					地震	第六条第1項(※2)	—			
					閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査			
					火災等	第十一条第3項	—			
					溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査			
					安全機能	第十四条第1項	—			
					警報	第十四条第2項	—			
						第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査			
						第二十条	液体廃棄設備の処理能力検査			
						第五条	—			

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	設置場所	設備・機器名称		区分	条項番号					
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 室	廃液処理	排液貯留設備	機器名 排液貯槽 No.4	地震	第六条第1項(※2)	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査	外観点検 機能・性能 試験	1 2 M	
					閉じ込め	第十条				
					火災等	第十二条第3項				
					溢水	第十二条				
					安全機能	第十四条第1項				
					警報	第十四条第2項				
					警報	第十八条第1項				
					廃棄	第二十条				
					地盤	第五条				
					地震	第六条第1項(※2)				
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 室	製造支援	沈殿処理設備	蒸発乾固装置 No.2	閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2) 設備内風速・負圧の確認検査(注2)	外観点検	1 2 M	今回対象外(注2)
					火災等	第十二条第3項				
					溢水	第十二条				
					安全機能	第十四条第1項				
					警報	第十四条第2項				
					警報	第十八条第1項				
					廃棄	第二十条				
					地盤	第五条				
					地震	第六条第1項(※2)				
					閉じ込め	第十条				
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 室	製造支援	沈殿処理設備	蒸発乾固装置 No.2 水槽①	火災等	第十二条第3項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2) 放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)	外観点検	1 2 M	今回対象外(注2)
					溢水	第十二条				
					安全機能	第十四条第1項				
					警報	第十四条第2項				
					警報	第十八条第1項				
					廃棄	第二十条				
					地盤	第五条				
					地震	第六条第1項(※2)				
					閉じ込め	第十条				
					火災等	第十二条第3項				
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 室	製造支援	沈殿処理設備	蒸発乾固装置 No.2 水槽②	火災等	第十二条第3項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2) 放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)	外観点検	1 2 M	今回対象外(注2)
					溢水	第十二条				
					安全機能	第十四条第1項				
					警報	第十四条第2項				
					警報	第十八条第1項				
					廃棄	第二十条				
					地盤	第五条				
					地震	第六条第1項(※2)				
					閉じ込め	第十条				
					火災等	第十二条第3項				

表1-2 施設管理実設計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	設置場所	設備・機器名称		区分	条項番号					
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 製造支援室	設備・機器名称 沈殿処理設備	レシーバー	地震	第五条	—	外観点検	C	1 2 M	今回対象外（注2）
				地震	第六条第1項（※2）	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
				閉じ込め	第十条	—				
				火災等	第十二条第3項	—				
				溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
				安全機能	第十四条第1項	—				
				警報	第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査（注2）				
				廃棄	第二十条	—				
				地盤	第五条	—				
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 処理室	廃液処理設備	凝集沈殿槽	地震	第六条第1項（※2）	—	外観点検	C	1 2 M	
				地震	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				閉じ込め	第十一条第3項	—				
				火災等	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				安全機能	第十四条第1項	—				
				警報	第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				廃棄	第二十条	—				
				地盤	第五条	—				
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 処理室	排液貯溜設備	受水集水槽	地震	第六条第1項（※2）	—	外観点検	C	1 2 M	
				地震	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				閉じ込め	第十一条第3項	—				
				火災等	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				安全機能	第十四条第1項	—				
				警報	第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				廃棄	第二十条	—				
				地盤	第五条	—				
ト、放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 処理室	排液貯溜設備	排液貯槽 No.1	地震	第六条第1項（※2）	—	外観点検 機能・性能試験	C	1 2 M	
				地震	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				閉じ込め	第十二条第3項	—				
				火災等	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				安全機能	第十四条第1項	—				
				警報	第十四条第2項	—				
				警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査				
				廃棄	第二十条	液体廃棄設備の処理能力検査				
				地盤	第五条	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分		設置場所		設工認における施設名称		機器名		加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目		保全重要度		保全形式又は頻度		備考		
ト、放射線廃棄物の廃棄施設	放射線廃棄物処理棟 処理室	設備・機器名称 排液貯留設備	排液貯槽 No.2	区分	条項番号	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
				地震	第五条	閉じ込め	第六条第1項(※2)	放射線液体廃棄物の液面高検知警報装置の警報作動検査	外観点検	C	1 2 M									
				火災等	第十二条	溢水	第十二条	放射線液体廃棄物の液面高検知警報装置の警報作動検査	機能・性能試験											
				安全機能	第十四条第1項	警報	第十四条第2項	放射線液体廃棄物の液面高検知警報装置の警報作動検査												
				警報	第十八条第1項	廃棄	第二十条	液体廃棄設備の処理能力検査												
				地盤	第五条	地震	第六条第1項(※2)	放射線液体廃棄物の液面高検知警報装置の警報作動検査	外観点検	C	1 2 M									
				閉じ込め	第十条	火災等	第十一条第3項	放射線液体廃棄物の液面高検知警報装置の警報作動検査	機能・性能試験											
				溢水	第十二条	安全機能	第十四条第1項	放射線液体廃棄物の液面高検知警報装置の警報作動検査												
				警報	第十四条第2項	警報	第十八条第1項	放射線液体廃棄物の液面高検知警報装置の警報作動検査												
				廃棄	第二十条	地盤	第五条	液体廃棄設備の処理能力検査	外観点検	C	1 2 M									
ト、放射線廃棄物の廃棄施設	加工工場 放射線管理室	ドラフトチャンバー	—	区分	条項番号	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
				地震	第五条	閉じ込め	第六条第1項(※2)	設備内風速・負圧の確認検査	外観点検	C	1 2 M									
				火災等	第十二条	溢水	第十二条	設備内風速・負圧の確認検査												
				安全機能	第十四条第1項	警報	第十四条第2項	液体廃棄設備の処理能力検査												
				警報	第十八条第1項	廃棄	第二十条	液体廃棄設備の処理能力検査												
				地盤	第五条	地盤	第五条	液体廃棄設備の処理能力検査	外観点検	C	1 2 M									
				火災等	第十二条	閉じ込め	第六条第1項(※2)	設備内風速・負圧の確認検査												
				溢水	第十二条	火災等	第十一条第3項	設備内風速・負圧の確認検査												
				安全機能	第十四条第1項	警報	第十四条第2項	液体廃棄設備の処理能力検査												
				警報	第十八条第1項	地盤	第五条	液体廃棄設備の処理能力検査	機能・性能試験	C	1 2 M									
チ、放射線管理施設	加工工場 集合体貯蔵エリア1	エリアモニタ No.1	検出器	区分	条項番号	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
				地震	第六条第1項(※2)	放管	第十九条	γ線エリアモニタの警報作動検査	機能・性能試験	C	1 2 M									
				火災等	第十二条	非常用電源	第二十四条第2項	γ線エリアモニタの警報作動検査												
				安全機能	第十四条第1項	地盤	第五条	γ線エリアモニタの警報作動検査												
				警報	第十八条第1項	地震	第六条第1項(※2)	γ線エリアモニタの警報作動検査												
				放管	第十九条	火災等	第十二条	γ線エリアモニタの警報作動検査												
				非常用電源	第二十四条第2項	安全機能	第十四条第1項	γ線エリアモニタの警報作動検査												
				地盤	第五条	警報	第十八条第1項	γ線エリアモニタの警報作動検査												
				地震	第六条第1項(※2)	放管	第十九条	γ線エリアモニタの警報作動検査												
				火災等	第十二条	非常用電源	第二十四条第2項	γ線エリアモニタの警報作動検査												
チ、放射線管理施設	加工工場 貯蔵室	エリアモニタ No.2	検出器	区分	条項番号	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
				地震	第六条第1項(※2)	放管	第十九条	γ線エリアモニタの警報作動検査	機能・性能試験	C	1 2 M									
				火災等	第十二条	非常用電源	第二十四条第2項	γ線エリアモニタの警報作動検査												
				安全機能	第十四条第1項	地盤	第五条	γ線エリアモニタの警報作動検査												
				警報	第十八条第1項	地震	第六条第1項(※2)	γ線エリアモニタの警報作動検査												
				放管	第十九条	火災等	第十二条	γ線エリアモニタの警報作動検査												
				非常用電源	第二十四条第2項	安全機能	第十四条第1項	γ線エリアモニタの警報作動検査												
				地盤	第五条	警報	第十八条第1項	γ線エリアモニタの警報作動検査												
				地震	第六条第1項(※2)	放管	第十九条	γ線エリアモニタの警報作動検査												
				火災等	第十二条	非常用電源	第二十四条第2項	γ線エリアモニタの警報作動検査												

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考										
	設置場所	設備・機器名称		区分	条項番号															
チ、放射線管理施設	加工工場 加工室 I	ペレット 加工室 I	検出器	エリアモニタ No. 3	地震	第五条	—	機能・性能 試験	C	1 2 M										
					地震	第六条第1項(※2)														
					火災等	第十一条第3項														
					安全機能	第十四条第1項														
					警報	第十四条第2項														
					放管	第十八条第1項														
					非常用電源	第十九条														
					非常用電源	第二十四条第2項														
					地盤	第五条														
					地震	第六条第1項(※2)														
					火災等	第十一条第3項														
					安全機能	第十四条第1項														
					警報	第十四条第2項														
					放管	第十八条第1項														
					非常用電源	第十九条														
					非常用電源	第二十四条第2項														
					地盤	第五条														
					地震	第六条第1項(※2)														
					火災等	第十一条第3項														
安全機能	第十四条第1項																			
警報	第十四条第2項																			
放管	第十八条第1項																			
非常用電源	第十九条																			
非常用電源	第二十四条第2項																			
チ、放射線管理施設	加工工場 加工室 R II (1)	ペレット 加工室 R II (1)	検出器	エリアモニタ No. 6	地震	第五条	—	機能・性能 試験	C	1 2 M										
地震					第六条第1項(※2)															
火災等					第十一条第3項															
安全機能					第十四条第1項															
警報					第十四条第2項															
放管					第十八条第1項															
非常用電源					第十九条															
非常用電源					第二十四条第2項															
地盤					第五条															
地震					第六条第1項(※2)															
火災等					第十一条第3項															
安全機能					第十四条第1項															
警報					第十四条第2項															
放管					第十八条第1項															
非常用電源					第十九条															
非常用電源					第二十四条第2項															
チ、放射線管理施設					加工工場 加工室 R I	ペレット 貯蔵エリア I						検出器	エリアモニタ No. 10	地震	第五条	—	機能・性能 試験	C	1 2 M	
地震														第六条第1項(※2)						
火災等														第十一条第3項						
安全機能	第十四条第1項																			
警報	第十四条第2項																			
放管	第十八条第1項																			
非常用電源	第十九条																			
非常用電源	第二十四条第2項																			
地盤	第五条																			
地震	第六条第1項(※2)																			
火災等	第十一条第3項																			
安全機能	第十四条第1項																			
警報	第十四条第2項																			
放管	第十八条第1項																			
非常用電源	第十九条																			
非常用電源	第二十四条第2項																			
チ、放射線管理施設	加工工場 加工室 R I	ペレット 加工室 R I	検出器	エリアモニタ No. 11			地震	第五条	—	機能・性能 試験	C			1 2 M						
地震							第六条第1項(※2)													
火災等							第十一条第3項													
安全機能					第十四条第1項															
警報					第十四条第2項															
放管					第十八条第1項															
非常用電源					第十九条															
非常用電源					第二十四条第2項															
地盤					第五条															
地震					第六条第1項(※2)															
火災等					第十一条第3項															
安全機能					第十四条第1項															
警報					第十四条第2項															
放管					第十八条第1項															
非常用電源					第十九条															
非常用電源					第二十四条第2項															

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
	設置場所	設備・機器名称		区分	条項番号						
子、放射線管理施設	加工工場 室VI	原料貯蔵	検出器	エリアモニタ No. 12	地震	第五条	—	機能・性能 試験	C	1 2 M	
					地震	第六条第1項(※2)					
					火災等	第十一条第3項					
					安全機能	第十四条第1項					
					警報	第十四条第2項					
					放管	第十八条第1項					
					非常用電源	第十九条					
					非常用電源	第二十四条第2項					
					非常用電源	第二十五条					
子、放射線管理施設	加工工場 管室	燃料棒保	検出器	エリアモニタ No. 13	地震	第六条第1項(※2)	—	機能・性能 試験	C	1 2 M	
					地震	第十一条第3項					
					火災等	第十四条第1項					
					安全機能	第十四条第2項					
					警報	第十八条第1項					
					放管	第十九条					
					非常用電源	第二十四条第2項					
					非常用電源	第二十五条					
					非常用電源	第二十六条第1項(※2)					
子、放射線管理施設	加工工場 蔵室	集合体貯蔵	検出器	エリアモニタ No. 14	地震	第六条第1項(※2)	—	機能・性能 試験	C	1 2 M	
					地震	第十一条第3項					
					火災等	第十四条第1項					
					安全機能	第十四条第2項					
					警報	第十八条第1項					
					放管	第十九条					
					非常用電源	第二十四条第2項					
					非常用電源	第二十五条					
					非常用電源	第二十六条第1項(※2)					
子、放射線管理施設	原料貯蔵庫 蔵室III	原料貯蔵	検出器	エリアモニタ No. 9	地震	第五条	—	機能・性能 試験	C	1 2 M	
					地震	第六条第1項(※2)					
					火災等	第十一条第3項					
					安全機能	第十四条第1項					
					警報	第十四条第2項					
					放管	第十八条第1項					
					非常用電源	第十九条					
					非常用電源	第二十四条第2項					
					非常用電源	第二十五条					
子、放射線管理施設	加工工場	給気室I	—	ダストモニタ(排気用モニタI)	地震	第五条	—	機能・性能 試験	C	1 2 M	
					地震	第六条第1項(※2)					
					火災等	第十一条第3項					
					安全機能	第十四条第1項					
					警報	第十四条第2項					
					放管	第十八条第1項					
					非常用電源	第十九条					
					非常用電源	第二十四条第2項					
					非常用電源	第二十五条					

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所		設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	加工工場	給気室I	設備・機器名称	機器名称		区分	条項番号					
チ、放射線管理施設	加工工場	給気室I	ダストモニタ（排気用モニタII）	—	—	地震	第五条	排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査	機能・性能試験	C	1 2 M	
						地震	第六条第1項（※2）					
						火災等	第十一条第3項					
						安全機能	第十四条第1項					
						警報	第十四条第2項					
						放管	第十八条第1項					
						非常用電源	第十九条					
						非常用電源	第二十四条第2項					
						地震	第五条					
						地震	第六条第1項（※2）					
火災等	第十一条第3項											
安全機能	第十四条第1項											
警報	第十四条第2項											
放管	第十八条第1項											
非常用電源	第十九条											
非常用電源	第二十四条第2項											
チ、放射線管理施設	加工工場	排気室	ダストモニタ（換気用モニタI）	—	—	地震	第五条	排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査	機能・性能試験	C	1 2 M	
						地震	第六条第1項（※2）					
						火災等	第十一条第3項					
						安全機能	第十四条第1項					
						警報	第十四条第2項					
						放管	第十八条第1項					
						非常用電源	第十九条					
						非常用電源	第二十四条第2項					
						地震	第五条					
						地震	第六条第1項（※2）					
火災等	第十一条第3項											
安全機能	第十四条第1項											
警報	第十四条第2項											
放管	第十八条第1項											
非常用電源	第十九条											
非常用電源	第二十四条第2項											
チ、放射線管理施設	加工工場	排気室	ダストモニタ（換気用モニタIII）	—	—	地震	第五条	排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査	機能・性能試験	C	1 2 M	
						地震	第六条第1項（※2）					
						火災等	第十一条第3項					
						安全機能	第十四条第1項					
						警報	第十四条第2項					
						放管	第十八条第1項					
						非常用電源	第十九条					
						非常用電源	第二十四条第2項					
						地震	第五条					
						地震	第六条第1項（※2）					
火災等	第十一条第3項											
安全機能	第十四条第1項											
警報	第十四条第2項											
放管	第十八条第1項											
非常用電源	第十九条											
非常用電源	第二十四条第2項											
チ、放射線管理施設	廃棄物処理棟	排気室	ダストモニタ（排気用モニタ）	—	—	地震	第五条	排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査	機能・性能試験	C	1 2 M	
						地震	第六条第1項（※2）					
						火災等	第十一条第3項					
						安全機能	第十四条第1項					
						警報	第十四条第2項					
						放管	第十八条第1項					
						非常用電源	第十九条					
						非常用電源	第二十四条第2項					
						地震	第五条					
						地震	第六条第1項（※2）					
火災等	第十一条第3項											
安全機能	第十四条第1項											
警報	第十四条第2項											
放管	第十八条第1項											
非常用電源	第十九条											
非常用電源	第二十四条第2項											

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所		設工認における施設名称		機器名	加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考	
	加工工場	分析室Ⅲ	設備・機器名称	ドラフトチャンバーNo.1		区分	条項番号						
リ、その他の加工施設	加工工場	分析室Ⅲ	ドラフトチャンバーNo.1	—	—	臨界 地盤 閉じ込め 火災等 溢水 安全機能	第四条第1項 第四条第2項 第五条 第六条第1項(※2) 第十条 第十一条第3項 第十二条 第十四条第1項 第十四条第2項	設備内風速・負圧の確認検査	外観点検	C	1 2 M		
	加工工場	分析室Ⅲ	ドラフトチャンバーNo.2	—	—	臨界 地盤 地震 閉じ込め 火災等 溢水 安全機能	第四条第1項 第四条第2項 第五条 第六条第1項(※2) 第十条 第十一条第3項 第十二条 第十四条第1項 第十四条第2項	設備内風速・負圧の確認検査	外観点検	C	1 2 M		
	加工工場	分析室Ⅲ	ドラフトチャンバーNo.3	—	—	臨界 地盤 地震 閉じ込め 火災等 溢水 安全機能	第四条第1項 第四条第2項 第五条 第六条第1項(※2) 第十条 第十一条第3項 第十二条 第十四条第1項 第十四条第2項	設備内風速・負圧の確認検査	外観点検	C	1 2 M		
	ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅱ	分析室Ⅱ	ペレット貯蔵容器搬送装置Ⅱ(2)	—	—	臨界 地盤 地震 閉じ込め 火災等 溢水 安全機能	第四条第1項 第四条第2項 第五条 第六条第1項(※2) 第十条 第十一条第3項 第十二条 第十四条第1項 第十四条第2項 第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)	機能・性能 試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)
							臨界 地盤 地震 閉じ込め 火災等 溢水 安全機能	第四条第1項 第四条第2項 第五条 第六条第1項(※2) 第十条 第十一条第3項 第十二条 第十四条第1項 第十四条第2項	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)	機能・性能 試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)
							臨界 地盤 地震 閉じ込め 火災等 溢水 安全機能	第四条第1項 第四条第2項 第五条 第六条第1項(※2) 第十条 第十一条第3項 第十二条 第十四条第1項 第十四条第2項	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)	機能・性能 試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)
							臨界 地盤 地震 閉じ込め 火災等 溢水 安全機能	第四条第1項 第四条第2項 第五条 第六条第1項(※2) 第十条 第十一条第3項 第十二条 第十四条第1項 第十四条第2項	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)	機能・性能 試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)
							臨界 地盤 地震 閉じ込め 火災等 溢水 安全機能	第四条第1項 第四条第2項 第五条 第六条第1項(※2) 第十条 第十一条第3項 第十二条 第十四条第1項 第十四条第2項	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)	機能・性能 試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)
							臨界 地盤 地震 閉じ込め 火災等 溢水 安全機能	第四条第1項 第四条第2項 第五条 第六条第1項(※2) 第十条 第十一条第3項 第十二条 第十四条第1項 第十四条第2項	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)	機能・性能 試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)
							臨界 地盤 地震 閉じ込め 火災等 溢水 安全機能	第四条第1項 第四条第2項 第五条 第六条第1項(※2) 第十条 第十一条第3項 第十二条 第十四条第1項 第十四条第2項	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)	機能・性能 試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)
							臨界 地盤 地震 閉じ込め 火災等 溢水 安全機能	第四条第1項 第四条第2項 第五条 第六条第1項(※2) 第十条 第十一条第3項 第十二条 第十四条第1項 第十四条第2項	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)	機能・性能 試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)
							臨界 地盤 地震 閉じ込め 火災等 溢水 安全機能	第四条第1項 第四条第2項 第五条 第六条第1項(※2) 第十条 第十一条第3項 第十二条 第十四条第1項 第十四条第2項	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)	機能・性能 試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)
							臨界 地盤 地震 閉じ込め 火災等 溢水 安全機能	第四条第1項 第四条第2項 第五条 第六条第1項(※2) 第十条 第十一条第3項 第十二条 第十四条第1項 第十四条第2項	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)	機能・性能 試験	C	1 2 M	今回対象外(注2)

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設工認における施設名称		加工施設の技術基準		検査項目	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅡ	ペレット貯蔵容器昇降装置RⅡ	—	区界	第四條第1項	—	機能・性能試験	1 2 M	
				地盤	第四條第2項				
				地震	第五條				
				閉じ込め	第六條第1項（※2）				
				火災等	第十條				
				溢水	第十二條第3項				
				安全機能	第十二條				
					第十四條第1項				
					第十四條第2項				
					第十六條				
					搬送設備の停電時保持能力検査				

注1：下記検査項目の対象設備は、令和3年度以降に予定している新規制基準への適合確認を受けるまでの間に使用予定はなく、現在も設備停止中であるため、検査をできる状態ではない。

- ・可燃性ガス検知器の警報作動検査
- ・連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査
- ・自動窒素ガス切り替え機構の作動検査

注2：下記検査項目には、注1と同じ理由により今回対象外とする設備を含む。それ以外の設備は、加工施設の維持管理に不可欠な活動として使用するため今回の検査対象とする。

- ・放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査
- ・非常用電源設備の作動検査
- ・過加熱防止機構の作動検査
- ・搬送設備の停電時保持能力検査
- ・設備内風速・負圧の確認検査
- ・バッチ供給インターロックの作動検査
- ・供給制限インターロックの作動検査

注3：下記検査項目の一部対象設備は、今後の設工認を受けて撤去予定のものであるため、検査をできる状態ではない。

- ・可燃性ガス検知器の警報作動検査
- ・連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査
- ・過加熱防止機構の作動検査
- ・自動窒素ガス切り替え機構の作動検査
- ・搬送設備の停電時保持能力検査
- ・設備内風速・負圧の確認検査
- ・供給制限インターロックの作動検査

注4：建物・構築物外壁の健全性に関する目視検査を含む。

注5：下記検査項目には、注1と同じ理由により今回対象外とする設備を含む。これら検査項目の対象設備は、従前の施設定期検査項目ではなく、従前の施設定期自主検査項目である。

- ・設備内風速・負圧の確認検査
- ・供給制限インテンターロックスの作動検査

注6：下記検査項目は、注1と同じ理由により今回対象外とする。これら検査項目の対象設備は、今後の新規規制基準対応工事により追加する機能に対するものである。

- ・異常圧逃がし機構の作動検査
- ・失火検知機構の作動検査
- ・フレームカーテンの作動状況確認検査
- ・パイロットバナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査
- ・緊急遮断弁の作動検査

注7：対象の部屋は次のとおりである。

- ・加工工場 廃液処理室、排気室、粉末調整室、分析室Ⅰ、分析室Ⅱ、分析室Ⅲ、ペレット加工室Ⅱ、更衣室、洗濯室、放射線管理室、原料貯蔵室Ⅰ、ペレット加工室Ⅰ、ペレット貯蔵室、ペレット加工室RⅠ、ペレット加工室RⅡ、製造支援室
- ・廃棄物処理棟 炉室、廃棄物保管室Ⅰ、廃棄物処理室Ⅱ、廃棄物処理室Ⅲ、排気室、更衣室

注8：対象の部屋は次のとおりである。

- ・加工工場 廃液処理室、排気室、粉末調整室、分析室Ⅰ、分析室Ⅱ、分析室Ⅲ、ペレット加工室Ⅱ、更衣室、原料貯蔵室Ⅰ、ペレット加工室Ⅰ、ペレット加工室RⅠ、ペレット加工室RⅡ、製造支援室
- ・廃棄物処理棟 炉室、廃棄物保管室Ⅱ、廃棄物処理室Ⅱ、廃棄物処理室Ⅲ、排気室、更衣室

※1：長期施設管理方針に基づき、代表する建物・構築物を選定して建物・構築物の構造部材であるコンクリートについて、専門家によるアルカリ骨材、塩分量、圧縮強度及び中性化の調査や評価試験をコンクリート壁開口工事の機会を利用して10年以内を実施する（前回実績：コンクリート壁開口工事は新規制対応工事で実施する予定であるため実績なし）。

※2：長期施設管理方針に基づき、代表する設備・機器とその部位を選定して、設備本体の肉厚測定を5年以内に、及びアンカーボルトの引き抜き試験を設備撤去・更新の機会を利用して10年以内に、それぞれ実施する。頻度、前回実績（従前の長期保全計画に基づき実施）、選定した代表設備・機器等を下表に示す。

区分	着眼点	実施内容	頻度	代表設備・機器	前回実績
地震	各設備共通のアンカーボルトの耐震安全性確保	アンカーボルトの引き抜き試験	新規制基準への対応工事を利用して10年以内	新規制基準対応工事の際に選定	2020年12月 (表内注1)
火災等	可燃性ガス漏えいによる火災爆発の防止	本体の肉厚測定による本体の全面腐食の発生評価	5年以内	焼結炉 No. 3	2014年4月 (表内注2)
放射性物質漏えい	放射性物質漏えいの防止	主排風機の入口接続部、ケーシング及び出口接続部内面の全面腐食の発生評価	5年以内	固体廃棄設備	2018年10月

表内注1：加工施設の設備の撤去・更新は新規制基準対応工事で実施する予定であり、工事が当分先になるため、2020年度に行った使用施設の撤去工事の機会を利用し、アンカーボルトの引抜試験を実施した。

表内注2：2019年3月に水素貯蔵所から水素ガスを供給するガストレーラーを撤去したことにより、可燃性ガス漏えいによる火災爆発の可能性はなくなったため、2019年度以降の肉厚測定は実施していない。ただし、2019年5月に、設備全体の老朽化発生の有無を確認するための総点検の中で、上記の肉厚測定に準じるものとして本体の全面腐食の目視点検を実施した。